農業経営と「農業近代化」諸施設

---石川県の一例---

伊 藤 喜 雄

はしがき

- 一 調査対象
- 二 農業経営の分化とその特質
 - 1 農業経営の類型と変動
 - 2 経営類型分化の基礎条件
 - 3 経営類型と日雇兼業化
 - 4 経営類型と「近代化」技術

- 三 農業経営の展開過程
 - 1 プラス・アルファ・ターンの基盤
 - 2 水稲+酪農類型の展開
 - (イ) 共同酪農の成立と崩壊
 - (ロ) 個人酪農の展開
 - (イ) 酪農経営と「近代化」技術
 - 3 水稲専作類型の展開

はしがき

第2次大戦以後における日本資本主義の復活およびその後の「高度経済成長」を保障した 一つの重要な基礎条件として、農地改革とその諸結果を指摘しうる。農地改革は、さまざま な限界をもつてはいたが、第1には、自作農経営の広汎な創出によつて、日本資本主義の国 内市場を戦前とは異質なものとしつつ、量的にも決定的に拡大した。第2に、創設自作農を 担い手とする農業生産力の急速な向上がみられ、食糧自給度の向上、輸入食糧の減少を媒介 として,工業原料の輸入拡大,国際収支の改善を可能とした。また農業生産力の向上が,動力 耕耘機等を中心とする省力技術を含んだことによつて、多量の労働力を農業から排出させた。 以上のような、農地改革によつて作り出された広汎な自作農経営と、日本資本主義の復活 とのいわば適合的な関係は、「高度経済成長」の進展にともなつて急速に崩壊してくる。国内 市場における農村市場の位置の相対的縮少、貿易量の拡大にともなう農産物部門の相対的縮 少という事態が進行した。また、農業から工業に対する労働力の供給も、零細な自作農経営 を前提とするかぎり、いちはやく限界に達せざるをえない。農地改革の諸結果が、資本主義 の復活、その後の「高度経済成長」の基礎条件でありながら「高度経済成長」の持続的な発 展に対しては逆に桎梏となる関係がここにあらわれる。資本主義にとつて、より適合的な形 熊に,農業を再編しなければならない要請が生じる。市場的には,従来,軽工業,もしくは たかだか化学肥料工業にとつての市場という性格の強かった農村市場を、重機械工業にとつ ての市場にかえねばならぬし、またそれを通じて、農業からより多くの追加労働力を工業に 供給しなければならない。これらの要請は、農業の食糧供給機能がすでに一定水準に到達し ているという認識、あるいは工業の輸出力が、食糧輸入の一定の増加を許容しうるという認 識,極端な場合は,食糧輸入の増大をテコとして工業品輸出市場を拡大しうるという主張に よつて支えられた。

農業基本法 (1961年) に体系化された政策理念は、右のごとき要請を現実化させたものといいうる。農業基本法は、いわゆる「宣言立法」であつて、具体的な諸施策は、別途、立法・予算措置を講じることになつているが、ここで宣言もしくは唱導されている理念は、一言でいつて、農業を「近代化」しなければならないということである。そのための「政策の

柱」は「生産政策」「所得政策」「構造政策」の3本とされており、前述の要請にこたえるための中心政策としては、いうまでもなく「構造政策」が位置づけられる。すなわち、「生産政策」においては、従来の物量視点が放棄されて、一義的な生産性視点が確立されている。あたらしい(大型)機械化技術の採用によつて、労働力を節約することが、ここでの中心課題となつている。これは「構造政策」推進の技術的前提である。「所得政策」は、従来価格政策としておこなわれていた諸施策を、あたらしく「所得政策」として再編したものだが、その意味は価格政策のおちいりやすい欠点、すなわち、生産物別の価格調節政策が、農業全体としてのアンバランスをうみ出しやすいこと、それが過度の財政支出を必要としたり、あるいは「選択的拡大」の妨げになりやすいこと、などをチェックする点にあつた。さらにいえば、従来の価格政策(とくに米価政策)が、農業保護政策としての価格維持政策であり、それが零細な自作農経営を温存させている、という認識にもとづいて、そのような価格政策を廃止したい、という期待が「所得政策」という用語のなかにこめられている。「所得政策」は、「構造政策」の経済的前提という位置にあるとみてよい。

こうして,「構造政策」は,それ自体「自立経営・協業経営の育成」「農地の流動化」などの具体的内容をもちつつ,他方,農業政策全体の中心的地位にある。さきに,基本法農政の理念を一言で「近代化」政策と要約したが,それは右のような政策体系を前提とした「構造政策」として,具体化されている。

さて、以上のごとき背景と内容をもつて登場した基本法農政に対しては、周知のごとくさまざまな議論がおこなわれた。基本法農政の理念に賛同し、その諸施策をなお不充分なものとする議論は捨象するとしても、これに反対もしくは批判する議論でもさまざまな見解が存在した。たとえば「農業基本法などというものが、何か日本の農業問題を基本から解決しうるもののようにとなえられはじめ」ているけれどもその「結果はあるいみで知れている」として、これを軽視もしくは無視する見解、あるいは「農民不在の農業政策論」という言葉で基本法農政が「独占資本の立場から農業問題をとりあげ」ている点をするどくついている見解、さらには、基本法農政を逆手にとり、労働者・農民のイニシアチヴのもとで、その不充分さ、あるいは資本家的性格を変質させていくべきだとする、いわゆる構造改革派の見解等々が存在した。

これらの諸見解について詳論することは、ここでの問題でない。指摘したい点は、いずれもが、いわゆる「政策論」として展開されており、しかもそれが充分に説得的な「現状分析」をふまえたものでなかつたとおもわれる点である。いま紹介した第1の見解にしても、結局は「独占資本は農業問題を解決しえない」という命題を、基本法農政の局面に適用しているにすぎないし、第2の見解の場合も政策批判としては的を射たとしても、それではいかにすべきかという反間には充分答えるところがなかつた。公式主義・農本主義といつた反批判を受ける弱点をもつていたのである。さらに第3の見解は、修正主義という反批判が加えられている点からも推察されるごとく、それが基本法農政に真に対決する見解かどうかさえ問題となりうる。これらの議論は、「現状分析」ぬきの「政策論」として展開され、したがつて相互に内在的な批判とはなりえず、かつ、基本法農政批判としてもきわめて不充分なものにとどまつた。討論がかみあわないままに時間が推移し、事態が進行している。基本法農政をめぐる論議から教訓をえるとすれば、このような政策批判の方法的反省だけしかえられないのであるまいか。

ところで、上述のごとく、基本法農政の中心視点が、資本の側からする農業の「近代化」政策であるとするならば、農業の側からの「近代化」指向が、どのように内発的に形成されているかを提示し、それと基本法農政の「近代化」政策とを対比することが、政策批判を「科学的」たらしめる唯一の方法だつたと思われる。問題の背景に、農工間の不均等発展があり、その矛盾が、農地改革後の自作農経営の内部に堆積されていたことからすれば、農業の側からの自生的な再編方向を、基本法農政の問題化した時期にあきらかにすることは必要不可欠のことだつたが、それはなされなかつた。基本法論争に先行した農民層分解をめぐる論争は、あるいみでこの課題に立ちむかつたものだが、しかし、それとて農民層の自生的分解を評価しない方向性がよりつよく、基本法農政の内在的批判の素材にはなりえなかつたのである。

以上のことから、問題は自作農経営を出発点とし、そこからどのような近代化指向が醸成されつつあるか、いいかえれば自生的な農民層分解がいかに進行しているかをあきらかにし、それによつて基本法農政をも科学的実証的に批判するところにあるといつてよいが、しかし、これをただちにこの小稿で果そうとするわけではない。小稿は、上の課題を果すための一素材として、基本法農政による「近代化」政策が、現実の農業経営においてどのように具体化されているかを、かぎられた事例について観察しようというだけである。

叙述の方法としては、多くの分析がしているように、基本法農政がどのように実施され、 農業経営にいかなるイムパクトを与えているか、という方法でなく、現実の農業経営がいか なる運動をおこなつており、そこでこのイムパクトがどのように受けとめられているか、と いうのべかたをしている。上述の問題状況からみて、こうした視角が欠けていたと思われる からである。

- 1) 大内力「日本資本主義と農業――農業基本法の背景――」日本農業年報 9 巻所収
- 2) 近藤康男「農民不在の農業政策論」朝日ジャーナル 1960年 8 月,のちに「何が農業基本問題か」 に集録
- 3) 基本法問題の論争は、多様な形態でおこなわれたが、 さしあたりは「日本農業年報11巻――構造 改善、その意図と現実」所収の討論会を参照されたい。
- 4) 拙稿「稲作中型技術の形成」日本の農業,48集参照
- 5) 犬塚昭治「農民分解論の問題点」参照、農業協同組合、1961年7月号所収
- 6) このような報告は多数存在しているが代表的なものとしては、橋本玲子「農業構造改善事業」阪本楠彦編「基本法農政の展開」所収がある。
- 7) 付記しておけば、小稿は1964年11月に調査を行ない、65年2月に脱稿した調査ノートである。その後の事態を補足しなければならないが、調査の機会がないままにとりあえず発表することにした。 これを一つの素材として、本文でのべた課題に直接アプローチする作業は別稿を期したい。

一調査対象

石川県松任町は、加賀平野の中心部、手取川右岸扇状地の中心部に位置を占める。水田率ほぼ100%, 1戸当り水田1.5~クタール、石川県としては、稲作上層農の集中した高位生産力地帯である。

調査部落"平松"は、松任町の中でもとくに、水田規模の大きさ(1戸当り2へクター

ル) 米反収の高さ(約600kg) を誇つている。

北陸水田単作地帯のチャンピオンと目されるこの平松部落は、1961年以降、基本法農政の集中的な"恩恵"にあずかつている。すなわち、第1に、同年「農業機械化実験集落事業」の指定をうけた。これは、大型一貫機械化稲作を実現する現地実験という意味をもち、大型トラクター・コンバイン・ライスセンター等の必要な機械・施設を無料で国から貸与される。第2には、この実験事業を成功させるための「北陸地区農業機械化調査会」なるものが設立され、国・県の試験場、地域内の大学のスタッフによる濃密な技術指導・経営指導の体制が整えられた。これらのことを前提として第3に、1962年から、農業構造改善事業の指定も受けて、土地基盤整備・稲作の機械化・省力化を通じて水田酪農の形成をめざすこととなつた。これらの諸事業は、1962年春からのトラクター導入、同年冬・63年冬の2ケ年に亘る土地基盤整備事業(約47~クタール)、63年秋のコンバイン・ライスセンター導入、65年からの構造改善事業による大型トラクターの追加導入、という展開をとげる。この間、農業経営の側でも、多様な変化をとげている。

以下,その経営変化の態様を追跡してみよう。あらかじめ,その手順を示せば,まず,平松部落における農業経営の分化傾向を類型化して,それらがいかなる特質をもつかを検討する(二)。つぎに,そのような経営分化がいかなる要因にもとづいていたかを,一般的なかたちで推察し(三-1),その具体的な展開構造を,水稲+酪農経営(三-2),水稲専作経営(三-3)の2つの類型について検討する。

1) これらの事業は、石川県農林部「農業機械化実験集落事業実績報告書」各年次に、詳細な内容がのべられているが、ここでは紹介をなるべく省いた。農業経営の側から、これらの事業をみていく本稿の視点からはそれで足りるし、必要に応じて説明すればよいことである。

二 農業経営の分化とその特質

1 農業経営の類型と変動

第1表は、「1960年センサス」、「農業機械化実験計画書」、「同上実績報告、62年」「同上、63年」および実態調査にもとづいてつくつた平松集落の農家一覧である。その配列は、1960年センサスにおける経営耕地面積によつている。

この表で1960年センサス,および「計画書」(61年)の数字は,1960~'61年の経営類型を,実験集落開始以前の状態を知るてがかりとして表示したものであり,「実績報告」(62~3年)は,実験集落事業—基盤整備事業の実施過程における農業経営の状態を知るためにかかげたものである。さいごに64年の実態調査は部分的なものではあるが,調査時げんざいの状態を知るためにかかげた。

平松集落は、平均耕地面積が約2~クタールであり、げんざいの水準では大規模経営のところであるが、耕地面積の面での経営分化はそれほどいちぢるしくない。表の耕地面積の欄をみればあきらかなように、最大でも2.6~クタールしかなく、それと、最少の約1~クタール経営のあいだに、25戸の農家が分布している。とくに2~クタール前後のところにほとんど大部分の農家が集中しているのが特徴であり、1~クタール前後の農家はすくない。

したがつて、通例みれらるように、まず耕地面積別の階層区分をおこない、それを基準と

_								贫	第1表		農	家
農		農	業	労 (動	7	力		兼	業者	皆 構	成
農家番号	65年2月1日 計 男+女	61年	62年	63年	64年	6	64年	の構成		2 月 サス		-12月 調査
1	$\begin{pmatrix} 4\\2+2 \end{pmatrix}$	$\begin{smallmatrix}4\\2+2\end{smallmatrix}$	$\begin{array}{c} 4 \\ 2+2 \end{array}$	$\begin{array}{c} 4 \\ 2+2 \end{array}$	_				三男24			
2	$\begin{array}{c} 3 \\ 2+1 \end{array}$	$\begin{array}{c} 3 \\ 2+1 \end{array}$	2 + 2	2 + 2	$\frac{4}{2+2}$	主 55	妻 51	男 25 22	主50	商事会 社臨時	二男20 三男17	7 工員
3	$\begin{bmatrix} 3\\1+2\\4 \end{bmatrix}$	$ \begin{array}{c} 2.5 \\ 1+1.5 \\ 4 \end{array} $	$ \begin{array}{c} 2.5 \\ 1 + 1.5 \\ 3 \end{array} $	$ \begin{array}{c} 2.5 \\ 1 + 1.5 \\ 3 \end{array} $	3	主	妻	母:	父61 #	協組合長		
4	1 + 3	2 + 2	$\begin{array}{c} 3 \\ 1+2 \\ 3 \end{array}$	$\frac{3}{1+2}$	1 + 2	36	34	59	弟26	工員		
5 6	$\frac{1+2}{4}$	$\frac{1+1}{3.5}$	$\frac{1+2}{3.5}$	$\frac{1+2}{3.5}$	_				弟21	運転手		
7	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	2+1.5	2+1.5	2+1.5	?		9	?		ラ加工		
8	$2+1\\3\\1+2$	2+2 3 $1.5+1.5$	2+2 3 $1.5+1.5$	2+2 3 $1.5+1.5$						営		
9	$\begin{array}{c} 1 & 2 \\ 3 & \\ 1+2 & \end{array}$	2.5 1 +1.5	$\begin{vmatrix} 1 & 0 & 1 & 0 \\ 2 & 1 & + 1 & 1 \end{vmatrix}$	$\frac{1}{2}$ $1+1$	_							—
10	$\begin{array}{c} 3 \\ 2+1 \end{array}$	2.5 $1.5+1$	2.5 $1.5+1$	2.5 $1.5+1$								
11	$\begin{array}{c} 3 \\ 1+2 \end{array}$	2.5 $1+1.5$	$ \begin{array}{c c} 2.5 \\ 1 + 1.5 \\ 2.5 \end{array} $	$ \begin{array}{c} 2.5 \\ 1+1.5 \\ 3.5 \end{array} $	-				主38	日雇 3 まールスマ		
12	2 + 2 3	$ \begin{array}{c} 3.5 \\ 2 + 1.5 \\ 3 \end{array} $	$ \begin{array}{c} 3.5 \\ 2+1.5 \\ 2.5 \end{array} $	2 + 1.5 2.5	3	主	妻		三男20		主38	—— 土工日
13	1 + 2	1+2	1+1.5	1 + 1.5	1 + 2	38	33 妻	59 長男			1.00	雇
14 15	1+1	$ \begin{array}{c} 1 + 1 \\ 2.5 \end{array} $	$2+1 \\ 3$	$\frac{2+1}{3}$	$\begin{bmatrix} 3\\2+1\\3 \end{bmatrix}$	主	47 妻	21 長男			長男2	2 冬季
16	1+1 4	1.5+1 3.5	$\begin{array}{c c} 2+1 \\ 3.5 \\ 1.5 \\ \end{array}$	$\begin{array}{c} 2+1 \\ 3.5 \\ 1.5+0 \end{array}$	$\begin{vmatrix} 2+1 \\ 2 \\ 1+1 \end{vmatrix}$	主	52 妻 35	22 (父)(母) 64 61				運転手
17	2+2 4 $2+2$	$ \begin{array}{c c} 1.5 + 2 \\ 4 \\ 2 + 2 \end{array} $	$ \begin{array}{c c} 1.5 + 2 \\ 4 \\ 2 + 2 \end{array} $	$ \begin{array}{c c} 1.5 + 2 \\ 4 \\ 2 + 2 \end{array} $	$\begin{vmatrix} 1 + 1 \\ 4 \\ 2 + 2 \end{vmatrix}$	主 31	妻 28	64 61 父 母 54 51			三妹1 三弟1	9事務員 7 工員
18	$\begin{array}{c} 2 \\ 2 \\ 1+1 \end{array}$	2.5 1.5+1	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\begin{bmatrix} 2 & 2 & 2 \\ 3 & 2 + 1 \end{bmatrix}$	_		20					
19	$\begin{array}{c} 2 \\ 1+1 \end{array}$	$ \begin{array}{c c} 2.5 \\ 1+1.5 \end{array} $	$\begin{array}{c} 2\\1+1\end{array}$	$\begin{array}{c} 2 \\ 1+1 \end{array}$	$\begin{array}{c c} 2 \\ 1+1 \end{array}$		妻 42		主40	自営	主妻	ワラ加 工自営
20	$\begin{array}{c c} 2 \\ 1+1 \end{array}$	$\begin{array}{c} 2 \\ 1+1 \end{array}$	$\begin{array}{c c} 2 \\ 1+1 \\ \end{array}$	$\begin{array}{c} 2 \\ 1+1 \end{array}$	$\begin{vmatrix} 3 \\ 1 + 1 \end{vmatrix}$	主 40	妻 38	× =				
21	$\begin{array}{c} 3 \\ 1+2 \\ 2 \end{array}$	$\begin{array}{c} 3 \\ 1+2 \\ 2 \end{array}$	$\begin{array}{c} 3\\1+2\\2\end{array}$	$\begin{array}{c} 3\\1+2\\2\end{array}$	3	主	妻		主46	ワラ加	長男21耶	(2.575)
22	1+1 1	1 + 1	1 + 1	1 + 1 1	1+1		女 44		1.40	工自営	二男19	[員 (1.8万)
23 24	$0+1 \\ 3$	$0+1 \\ 2.5$	$0+1 \\ 1$	$0+1 \\ 1$	_							
25	$ \begin{array}{c c} 1+2 \\ 2 \\ 1+1 \end{array} $	$ \begin{array}{c c} 1.5 + 1 \\ 3 \\ 1.5 + 1.5 \end{array} $	0+1 1.5 $0.5+1$	$ \begin{array}{c c} 0+1 \\ 1.5 \\ 0.5+1 \end{array} $	_							
	72.0	70.5	69.0 33.0+36.0	69.0				- 1				

資料 1960年センサス「農業機械化実験計画書,62年4月」「農業機械化実験集落事業実績報告書,62実験年度」「同左63実験年度」および実態調査(64年12月)

――は実態調査の対象とならない農家

概 況

 表	井 地	面	積				-	家	畜	(到 4	:	ワト	ע)
60年2月				CATE	60年	61	年	62	18-12-0	63	年	64年	摘要
センサス	61年	62年		64年	2 月	成	仔	成	年 仔	成	仔	成仔	個 安
10アール 26.3	10アール 26.3	10アール 26・3	10アール 26.3					トリ	200	トリ	200	_	
25. 9	25.9	25.9	25.9										61年1頭導入し、
25.8	25. 9	25.9	25.9			5/3	4/3	2/3		2/3	1/3	_	62年売渡
23.9	23.9	23.9	23.9		2	5/2	2/2		2/2			10/2	56年導入,61年か
23.5	23.5	23.5					_, _			.,-		_	ら②と共同 ――
22.7	22.7	22.9	22.9		2	1	1	3	1	5	2	_	
22. 1	20.0	25.1	25. 1			_							
22.0	22.0	22.0										_	
21. 7	21.7	21.7	21.7			5/3	4/3	2/3		2/3	1/3	_	
21.5	22.0	22.0				,		トリ	100	トリ	100	_	
21.3	21.4	21.4	21. 4									_	
21.2	21.2	21.2			2	2	1	トリ 3	300 1	トリ	400	_	
21.1	21. 1	21. 1	21. 1					9/3	2/3	6/3	2/3	_	切20との共同廃止→20
21.0	21.0	21.0	21.0	20.8	2	2		2	2	3	2	5	
20.9	20.9	20.9	20.9	20.5	_		_				_	_	
20. 4	21.5	22.7	22.7	22. 4	_		_	2/3	_	2/3	1/3	_	③9との共同廃止 →解散
19.7	19.7	19.7	19.7	19. 4	3			2 9/3	2 2/3	6/3	2/3	7	1320との共同廃止 →200
18.6	18.6	18.6	18.6		1	1	1	2	2	2	3	_	
18.2	18.2	18. 2	18.2	18.0	_		_					_	
16.7	16.8	16.8	16.8	17.0		5/3	4/3	9/3	2/3	6/3	2/3	3 3	30 0 との共同引受
16. 1	16. 1	16. 1	16. 1		2	5/2	2/2	7/2	2/2	7/2	2/2	_	
15.9	15.9	15.9	15.9	14.5									(50/2戸の酪農企 業を計画中)
11.8	11.8	11.8	11.8									_	
10.5	11.4	8.7	8.7		2							_	
9.9	9.9	10.3	10.3									_	
499.6	499.4	503.6	503.6		16/8	16/9	9/8	30/12 トリ 6	12/9 00/3戸	25/11 トリ 7	12/11 00/3戸		

して経営の特質を考えていくというやりかたは、さしありあまり有効ではないようだ。もつ と別の分析基準を考えなければならない。

表示した指標は、農業労働力、兼業状態、耕地面積、家畜の4つであるが、このうち農業労働力は経営の主体的側面をあらわし、兼業状態、耕地面積、家畜は経営=労働力利用の対象的側面をあらわしている。この主体的側面にたいする対象的側面の結合様式による分類は意味をもつだろうか、というのがわれわれの着想である。対象的側面のうち、耕地面積については、すでにのべたとおりがいして均一的な特徴をもつていた。ここの耕地は、ほとんどが水田でかつ水稲を栽培している。それ以外の作物は、のちにのべる裏作の飼料作物をのぞけばとるにたりない。そのことを考慮すれば、右の耕地面積の均一性は、そのまま水稲作経営としての均一性とよみかえても大過ない。このように、すべての農業経営が水稲作経営であることを前提として、それに、兼業状態、家畜という対象的側面が結合している。それらの組み合わせによつて、農業経営を類型区分してみよう。まず家畜については、ニワトリと乳牛があり、かつ乳牛については、個人経営と共同経営がみられる。だから、われわれは、水稲作を基礎としつつも、それだけをやつている水稲専作経営と、水稲+家畜経営を区別し、さらに後者を水稲+ニワトリ、水稲+個人酪農、水稲+共同酪農の3つに細分しよう。

つぎに兼業状態についていえば、2・3男労働力の兼業は考察から除外したほうがいい。 これらの2・3男兼業者は、げんざいの諸条件を前提とすれば、早晩、農業経営の外部に流 出するものと考えていいし、当面の農業経営にとつても関連はうすいからである。つぎに、 表示した事例では農協組合長という役員兼業からみられるがこれも考察から除外したい。労 働力利用というばあい、とうぜんに前提としている、収入活動が第一義的であるということ が、かならずしもみたされていないからである。このように兼業の考察を、農業経営の基幹 的労働力が収入を目的としておこなうものにしぼつてみると、表の事例では、わら加工兼業 と、臨時・日雇兼業、(②農家の商事会社臨時・⑤農家の冬季の運転手兼業もふくむ) 職員 兼業(②農家)の3つの形態がのこされる。

このうち、臨時・日雇兼業および職員兼業という労働力利用は、その対象的側面がまつたく農業経営の外部に存在しているという特質をもつ。したがつて、これはのちにふたたびふれることとして、さしあたりわれわれの問題である農業経営の類型区分においては、分析の視野から外しておくことにする。のこされた兼業状態としてはわら加工だけであるが、これを農業経営の一部門だと考えることにしよう。それが主として自家生産物のわらを原料とし、自己の農業生産手段=作業場・原動機などを農閑期に利用しておこなう収入活動であり、若干の労働力は雇用するとしても、主体は家族労働力だからである。もちろんどの農家においてもわら加工はおこなわれるわけであるが、それはしかし、主として自給生産であつて本質的には水稲作業の一環であるのにたいし、これらのわら加工兼業農家は、それを直接的に商品生産としておこなつている。われわれはこれらのわら加工兼業農家を、水稲+わら加工の経営類型として区別することとする。

以上,てつづきの説明がはんざつになつたが,ともかく,水稲専作,水稲十二ワトリ,水稲+個人酪農,水稲+共同酪農,水稲+わら加工という5つの経営類型を区分してみた。個々の農家がそれぞれの時期において,どのように分類されるかということをしめしたのが第2表である。なおこの表の64年で実態調査の対象にならなかつた農家については、集落代表者からのききとりで補足した。

第2表 農業経営の類型区分

	70 L X	农术社 60 从主 6 7	
	60~61年の経営タイプ	62~63年の経営タイプ	64年の経営タイプ
1	水稲専作	水稲+ニワトリ	水稲+ニワトリ
2	水稲専作	水稲+個人酪農	水稲専作
3	水稲専作	水稲+共同酪農(第二牧場)	水稲専作
4	水稲+個人酪農	水稲+共同酪農(第一牧場)	水稲+共同酪農
5	水稲専作	水稲専作	水稲専作
6	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農
7	水稲+ワラ加工	水稲+ワラ加工	水稲+ワラ加工
8	水稲専作	水稲専作	水稲専作
9	水稲専作	水稲+共同酪農(第二牧場)	水稲専作
10	水稲専作	水稲+ニワトリ	水稲+ニワトリ
11	水稲専作	水稲専作	水稲専作
12	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農+ニワトリ	水稲+ニワトリ
13	水稲専作	水稲+共同酪農(第三牧場)	水稲専作
14	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農
15	水稲専作	水稲専作 .	水稲専作
16	水稲専作	水稲+共同酪農(第二牧場)	水稲専作
17	水稲+個人酪農	水稲+個酪+共酪(第三牧場)	水稲+個人酪農
18	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農	水稲+個人酪農
19	水稲+ワラ加工	水稲+ワラ加工	水稲+ワラ加工
20	水稲専作	水稲+共同酪農(第三牧場)	水稲+個人酪農
21	水稲+個人酪農	水稲+共同酪農(第一牧場)	水稲+共同酪農
22	水稲+ワラ加工	水稲+ワラ加工(共同)	水稲専作
23	水稲専作	水稲専作	水稲専作
24	水稲+個人酪農	水稲専作	水稲専作
25	水稲専作	水稲専作	水稲専作

第2表をかきかえて、それぞれの農家がどのような類型のあいだを変動してきたかを相関表でしめすと第3表がえられる。表側、および表頭には、5つの経営類型をおき、個々の農家を第1表の農家番号であらわした。3時点比較なので、表の左半分で、実験集落事業開始前(表頭)と実施中(表側)の変動をしめし、さらに後者をそのまま右半分にもつてきて、調査時現在ではどうなつているかをしめした。(表頭の右半分)なお経営類型の順序は表でみられるとおりの配列をしているが格別の意味はない。念のために読みかたを例示しておけば、たとえば表の左下に位置を占める③農家は、60~61年当時は水稲専作経営(左半分の表頭)だつたが、その後、水稲+共同酪農経営(表側)にかわり、さらに調査時にはふたたび水稲専作経営(右半分の表頭)にかわつたというぐあいによむのである。また、②農家は、62~3年当時の位置が、水稲+ニワトリ経営と、水稲+個人酪農経営の中間にあるが、それはニワトリも個人酪農も両方やつていたからである。げんみつにいえば水稲+ニワトリ+個人酪農という経営類型の設定を必要とするが、省略して表のようなあらわしかたをした。同様に、②農家は、水稲+個人酪農から、水稲+個人酪農+共同酪農というかたちにかわり、さらにまた水稲+個人酪農にもどつたという事例である。中間の時期にこうした特殊例があ

				-	60	~ 61	1年の経り	£ %	類型			71					64 年 (調 至	: 時)	Ø	絍	営業	頁 型				
		水	稲事	作	+ ワラ加	пт	+= ワトリ	-	+個人酪	農	+ 共同酪農	延	実	水稲	専 作		+ ワラ加工	+=	ワト	IJ	+	固人首	各農	+ 3	共同	各農
	水稲専作	(5) (15)	(8) (23)	① ② ⑤ ⑥		0 71	o ⁷		24)) ⁷	0	7 77	_	5 8 23 24	25	⑤	戶 0			o 🎞			o 77			o F
62	加工			0)1	7 19	22 3	0			0 7 1	o ^{j. j.}	3		22)	1	戸	⑦ ⑲ ൌ			0 ^{jri}			0 Jri			0 77
63 年 の 経 ※	+ ニワトリ	1	(10)	2	£	0 77				1						戸			(10)	3 戸			o ^{jri}			0 77
営類型		2		1		0 Fi		(0	(12) 6) (14)	18 5				2		戸			(12) —	, 1	6	4	® 平 4			0戸
	十 共同酪農	③ (16)	(9)(20)	(13) 5	1	0 17		(—(1) — ④ ②	3				3 9	(13)	16) F	0 0			0 戸	20	- 177 –	4 2 7	4	21)	戸
#H	[延			14 14 14		3 3 3	0			3 10 8	0 Jri	27	_		13		2 77			0 4 7 3 7			2 6 5			2 2 2 7 2

るため、前・後の時期の各類型別にしめしてある合計戸数は、延戸数と実戸数で表示するという奇妙なこととなつたが、考察にはさしつかえない。

個別事例の検討はあとまわしとし、ここでは、右の類型間の戸数変動だけを確認しておこう。みられるとおり、 $1960\sim61$ 年 = 実験集落事業開始以前における主要な経営類型は、水稲専作経営と、水稲+個人酪農経営だつた。前者が14戸,後者が8 戸という分化である。のこりの3 戸は水稲+わら加工経営であり、それ以外の類型はまだみられなかつた。その後 $62\sim63$ 年の時期になると、右の水稲専作経営は、-ワトリを始める農家2 戸,個人酪農を始める農家1 戸,共同酪農を開始する農家5 戸というぐあいに分化する。また,個人酪農をやつていた農家1 戸(のちに注記する耕地縮少農家)が水稲専作にもどり、3 戸が共同酪農を始めるといううごきをみせる。類型別の戸数は表のとおりだが、酪農経営が合計で13 戸(延戸数では14 戸だが)に増加し、とくに共同酪農農家が8 戸にふえたことが注目される。

64年12月——調査時点——になると、右の類型分化はふたび変動して、水稲専作13戸、水稲+わら加工2戸、水稲+ニワトリ3戸、水稲+個人酪農5戸、水稲+共同酪農2戸、という状態となる。2~3の例外をのぞけば、60~61年当時とかわらない状態に逆もどりした。変化の特徴は——表をみればあきらかなのだが——前の時期に酪農を開始した農家が、⑩農家をのぞいて、ことごとく水稲専作経営に逆もどりしたということである。その⑩農家も、共同酪農から個人酪農にかわり、共同酪農としては、④・⑪の2戸(第一牧場)のみが存続している。

- 1) 第1表でみるごとく、ほとんどの農家において、耕地面積はたいへん固定的なのだが、⑦・❷農家の2戸だけが変動している。⑦農家はききとり調査によれば59年に48アールを購入し、経営耕地は2.7~クタールとなつたが、それ以降はかわらないという。センサス、その他の資料がまちがつていると思われるが、そのままにしておいた。24農家は、表示した間に、家族の事故があり耕地を縮少している
- 2) ハクサイ,カンランなどの秋野菜の作付が、61年には1.6~クタール、62年には0.8~クタールみられたが、個々の経営にとつてみれば、最大でも20アールでしかなく(前出「計画書」「実積報告」による)水稲+秋野菜の経営類型を設定するほどの意義はない。われわれの調査時点においてもその作付減少はいつそう甚しかつた。62年の減少は耕地整理事業の影響といわれ、その後の減少は価格の不安定によると説明された。
- 3) あえて意味を付するとすれば、第3表の類型配列順序は、水稲単作経営にあらたな部門を結合するばあいの難易、もしくは水稲部門との競合度のちがいにもとずいていると考えてもいい。とはいえ、のちにのべるように、これらの追加部門はいずれも水稲部門を温存し、それと競合しない限界内でとりいれられているのであるから、事実上配列順序はどうでもよい。

2 経営類型分化の基礎条件

以上、平松集落の農業経営は、ここ数年、おおきい変動を経験したのであるが、その変動はいかなる要因にもとづいていたのだろうか。そのうちもつとも基礎的な条件とおもわれる労働力と耕地について、経営類型変動との関連をみておこう。

まず第4表で、労働力との関連をみよう。農家番号の上にかいた数字は、第1表にもとづく個々の農家の農業労働力数である。

この表から何がわかるか。個々の事例についてはかなり問題はあるのだが、おおすじとしてはつぎのことがらを読みとつてさしつかえない。第1に、60~61年当時、個人酪農をやつ

角 4 4 4 4 4 9 4 9 6 未 为 剛	類型変動と農業労働:	変	型	類	宫	経	第4表
----------------------------------	------------	---	---	---	---	---	-----

Г			60~61年6	の経営類型と61年	の労働力		at		64年(記	周査時)	の経営類型と63年	の労働力		平
		水稲専作	+ ワラ加工	+ = ゚゚゚゚゚ヮトリ	+個人酪農	+ 共同酪農	延実	水稲専作	+ 7 5	hp II.	+=ワトリ	+個人酪農	+共同酪農	均
	水稲専作	2 3 2.5 ⑤ 8 ⑪ 2.5 1 3 ⑥ 23 23 平均2.33人 6	0) 1	0,11	2.5 ② ② 平均2.5人 1	О	平均2.35人 戸 7 —	3 3 2.5 3 ⑤ 8 ⑪ ⑥ 1 1 1.5 ② ② ② ② 平均2.14人 7	5	o 7 ⁷	0,11	0	0	平均 2.14人
62	+ わら加工	0	4 2.52 2 ⑦ 19 22 平均2.83 3) i 0	0) ¹	平均2.83人	2 ② ② 平均2人 1	7 19 平均3人	2 7 7	구 0	0 0	0	平均 2.66人
63 年 の 経	+ = 7 + 1	4 2.5 ① ⑩ 华共3.25人 2	р 0	0 H	平均3.5人 3.5 1) i 0	平均3.33人 戸 3 —	0) ^{j =}	4 2.5 ① ⑩ 平均3.33人 3.5 3	o ^{jri}	0	平均 3.33人
営類型	+個人酪農	3 ② 平毕55人 1	اتر 0	بر 0	3.5 2 2.5 ⑥ ⑭ ⑱ 平均3.1人	्रा 0	平均3.08人 戸 6	4 ②	戸	된 0	平迟3.5 T	3.5 3 3 ⑥ 4 8 平均3.38人		平均 3.5人
	+ 共同酪農	2.5 2.5 3 ③ ⑨ ⑬ 3.5 2 ⑯ ⑳ 平毕2.7人 5	0 74	рі 0	① 2.5 3 ④ ② 平平3.2人 3	0 0	平均2.87人	2.5 2 2.5 3. ③ ⑨ ③ ④	. 5 6	0) ()- 0	2 例 知 平平33人 2	3 3 ④ 20	平比J 2.81人
平均又は計	<u>延</u> 実	月 14 平均2.65人 14	3 万 平 <u>华</u> 均2.83人 3	0 ^{j. i} 0	10 10 平上J2.94人 8	0 万 0	月 27 — 平均2.82人	13	F F	2 Fi	4 4 デ 平均3.33人 3	6 戸 平均3.1人 5	2 2 平均3人 2	2.76

(注) 左半分の労働力数は61年「計画書」、右半分の労働力数は63年実績報告による。

ていた農家は、1戸当り平均労働力が、2.94人でもつとも多いことを特徴としていた。わら加 工農家の2.83人がこれにつづき、水稲専作農家は2.65人でもつともすくない。第2に、前述 のごとく、62~3年にかけての経営分化は、水稲専作経営の分化が主体だつたのだが、それ らの農家は、水稲専作経営のなかでは1戸当り労働力の多い農家であつた。すなわち、第4 表のいちばん左側,水稲専作経営から分化した農家グループについてみると,ニワトリを始 めたグループ(①・⑩農家)は3.25人,個人酪農を始めた農家(②農家)3人,共同酪農を 始めたグループ(③・⑨・⑬・⑯・⑳農家) 2.7人となつている。そして,水稲専作経営と してのこつた農家グループ(⑤・⑧・⑩・⑮・⑩・옐・ြ豊家)の平均労働力は、わずかに2.33 人となる。合計欄でしめしたこの当時の類型別の平均労働力は、+ニワトリが最高で3.33人、 以下+個人酪農3.08人, +共同酪農2.87人, +わら加工2.83人, 水稲専作2.35人という序列 となる。第3に、おなじ酪農でも、個人酪農が共同酪農よりも豊富な労働力をもつている点 にも注意しておこう。64年になつても以上の特徴はほとんどかわつていない。なお,64年に は、おくれて酪農を開始した農家グループは、⑳農家をのぞいてことごとく水稲専作経営に 逆もどりしたこと前述のとおりだが、これらの農家は水稲専作経営としては、相対的に多い 労働力をもちながらも、ほかの類型にくらべれば――とくに酪農家グループと対比せよ―― 労働力はすくないという特徴をもつ点にも注意しよう。

以上の労働力の多少は、経営諸類型の特質把握にさいして重要な示唆を与えているが、ここで労働力の多少というばあい、与えられた耕地にたいしての多少だということはいうまでもない。そこでつぎに耕地面積についても検討しよう。

第5表がそれをしめす、つくりかたは前表とまつたくおなじだ。前にもふれたごとく、平松集落においては、経営耕地面積での差がすくないため、この表から多くのものを読みとることは困難だが、要点を指摘すればつぎのようになる。第1に、当初個人酪農をはじめていた農家グループは、耕地がややすくなく(平均1.93~クタール)、水稲専作経営だつた農家グループは、やや多かつた(平均2.14~クタール)、第2に、その後後者から分化した農家グループは、がいして大経営の農家だつた。すなわち、=ワトリを始めた農家は2.41~クタール、個人酪農を始めた農家は2.59~クタール、共同酪農を始めた農家は2.14~クタールの耕地を経営していたのであり、それらはいずれも既存の酪農家よりもいくらか多めの耕地規模である。その結果、62~3年当時には、水稲専作類型(1.72~クタール)よりも酪農経営(個人酪農2.16~クタール、共同酪農 2.08~クタール)のほうが、耕地規模が大きいという現象が生じる。しかし、第3に、これらのおくれて酪農を開始した大規模農家グループは、64年にはふたたび水稲専作経営に復帰する。そのため右の耕地差は縮少し、水稲専作1.94~クタール、個人酪農1.98~クタール、共同酪農 2~クタールというぐあいに均衡している。

以上、労働力と耕地面積についての考察を総括する意味で、農業労働力 1 人当りの耕地面積を表示すると第 6 表がえられる。かんたんにみるために、個別農家のそれは省略して平均数字のみをしめした。前諸表とおなじやりかたで読んでみると、第 1 に、当初酪農をはじめていた農家は、1 人当り耕地がせまく(0.66 ~0.60 ~0.81 ~

第5表経営類型の変動と経営耕地面積

				60~61年	の経営類型と61年	の 耕地面積		平均又は 計			64年(調査時)	の経営類型と63年	の耕地面積		平
		水稲事	作	+ ワラ加工	+=ワトリ	+個人酪農	+共同酪農	延実	水稲専作	Ę	+ ワラ加工	+=ワトリ	+個人酪農	+ 共同酪農	均
	水稲専作	23.5 22.0 ⑤ ⑧ 20.9 11.8 ⑤ ② 平均18.2	(1) 9.9 (2)	0	0	11.4 ② 平均11.4 1	0	平均17.2 7 —	23.5 22.0 21.4 ⑤ ⑧ ⑪ 11.8 8.7 10.3 ③ ❷ 题	15)	戸 0	јп 0) ii 0	0	平均 16.9
62	+わら加工		j≓ 0	20.0 18.2 15.9 ⑦ ⑲ ⑳ 平均18.0 3	0 j.i	o) ¹	戶 0	平均18.0 3 —	15.9 ② 平均15.9	万 1	25. 1 18. 2 ⑦ ⑲ 平比121. 7 2	ј ^{гі} 0	0 ⁾⁻ⁱ	0	平均 19.7
年	+ = ワトリ	26.3 22.0 ① ① ①	2 Ja	0 J.1	^戸 0	平均21.2 21.2 1	0 1	平均23.1 3 —		o F	o J ^{ri}	26.3 22.0 ① ⑩ 平均23.1 21.2 3	可 0	0	平均 23.1
類型	+個人酪農	25. 9 ② 平均25. 9) i	o ⁷⁷	0	22.7 21.0 18.6 (6) (4) (8) 19.21.5 19.7 5	0 ji	平均21.6 6 —	25.9 ② 平均25.9	戸 1	0]=1	· 平均21.2 1	22.9 21.0 18.6 ⑥ 4 8 平均20.5 19.7 4	0	平均 21.6
	+ 共同酪農	25.9 21.7 ③ ⑨ 21.5 16.8 ⑥ ② 平均21.4	21. 1 (13)) i 0	0 0	10 23.9 16.1 ④ ② 平均19.9 3	تر 0	平均20.8	25.9 21.7 21.1 ③ ⑨ ⑮	22.7 (16)	可 0	편 0	16.8 ②到 平上16.8 2	23.9 16.1 ④ ② 平均20.0 2	平均 21.1
at -	延実	平均21.4	月 14 月 14	3 3 平均18.0 3	0 Fi	7 i 10 平均19.3 8	o o o o	戸 27 — 平均20.0 戸 — 25		13 ^F	2 2 平均21.7 2	4 平均23.1 3	6 平均19.8 5	2	平均 20.0

第6表 経営類型の変動と農業労働力1人当り耕地面積

				60~61年	の経営類型と61年の	の1人当り耕地		平均又は			64年(調査時)の	経営類型と63年の	1人当り耕地		平
		水桶專	作	+ ワラ加工	+ニワトリ	+個人酪農	+ 共同酪農	延実	水桶專作	F	+ ワラ加工	+= 7 } リ	+個人酪農	+共同酪農	均
	水稲専作	⑤ 8 ⑤ 23 平均7.9	① ② ⑤ 6) i	0	② 平比4.6 1)-i 0	平均7.3 7 —	5 8 W 3 29 38 平均7.9	(5) 7	0	o ^{) i}	0	0	平均 7.9
	+わら加工		0) (⑦ ⑲ ② 平均6.4 3	0	0	0 0	平均6.4 3 —	② 平·卫/8· 0	1) i	⑦ ⑲ 平比j7. 2 2	o ⁷⁷	可 0	0	平均 7.4
年の経営	+ ニワトリ	① ⑩ 平均7.7	2 ^{jại}) i 0	o Ji	平均6.0 1 1	у	平均6.3 戸 3 —		o 🎞	o ^{) 1}	① ⑩ 平均7.3 3	0 F	0	平均 7.3
類型	+個人酪農	② 平均8.6	्रा ; 1	0	0,11	6 4 18	0	平上j7.1 6 —	② 平均6.5) i 1	o ^{j=1}	平足16.0 1	⑥ ゆ ⑮	0	平均 6.2
	+ 共同酪農	③ ⑨ 响 ⑳ 平均7.9	① 5	0 0	्र 0	4 4	0 H	平均7.3 8 —	③ ⑨ ⑬	(16) 4	0 1-1	D 0	② ② 平均6.1 2	④ ② 平均6.7 2	平均 8.0
計 -	延実	平均8.1	14 14 14	3 戸 平均6.4 3	0 ⁷⁴ 0 71	77 10 平均6.6 8	0 0 0	戸 27 — 平均70.7 戸 — 25		13 13 13	2 平均7.2 平均7.2	4 4 平均7.3 3	6 平均6.1 5	2 平均6.7 2	平均 7.2

もふたたび拡大する。

なお、わら加工、ニワトリ農家も、時期によつて多少のちがいはありながら、水稲専作経営よりも1人当り耕地がすくない点も指摘しておく。

1) 「計画書」は61年度に作製され、それは1960年センサスを基礎として、若干の修正を加えたものとされている。

3 経営類型と日雇兼業化

さきに留保しておいた兼業状態についてみよう。すでにのべたとおり、われわれの問題にすべき兼業は、経営の基幹的労働力が収入を目的として農業経営の外部に就労するものだったが、前出第1表によると、その事例はすくなかつた。とくに64年の実態調査は、農家の半数しか調査しなかつたので、多くの調査洩れがあるとみていい。

第7表 婦人の日雇兼業

第	7表 婦.	人の日雇家	東業
	キャデイ	町道工事	撚 糸
1		0	_
2	0	0	
3	0	0	-
4	_	000	_
5	_	_	_
6	0	0	_
7	0 -	-	
8	_	_	
9	0	0	
10	0	_	-
11	_		_
12			0
13	0	0	_
14	0		
15	_		_
16	0	0 -	
17	_	_	0
18	_		_
19	0 –	0	
20			
21	0	0 - 0 0	_
22	0	0	_
23	_	-	-
24	_		0
25	_	_	0
	◎5戸 ○8	10戸	4戸

キャディの◎は今もいつている (土曜,日曜)もの。○は夏に いつたもの,町道工事,撚糸, はいまいつているもの。 けれどもつぎのような事実は、考察に値いするものと おもわれる。

集落代表者からのききとりによれば、ここ1~2年は、急激に日雇兼業が増加しているとのことであるが、とくに64年は、それが主婦にまでおよんできたのが特色だという。そこでわれわれは、どの農家の主婦がどんな日雇いに出たかということを彼にチェックしてもらつた。その結果は第7表のとおりである。主婦日雇いの職種は三つあつて、ひとつはゴルフ場のキャディである。これは主として夏場の仕事であつて、いま(12月)は土曜、日曜に、5戸の主婦がいつているだけである。つぎに町道の工事人夫があるが、これはいまはもつとも多い就労形態だ。さいごに撚糸工場の女工という例があるが、これは4戸だけだ。そして、主婦日雇農家の合計は17戸にもなつている。

これらの主婦日雇兼業を、われわれの経営類型と関連させてみるとどうなるか、それをみたのが第8表である。念のために、第1表の男子基幹労働力の兼業(頃・②・
③農家)もしめした。また考察の便宜上、前述の農家グループを(1)一貫して水稲専作だつたグループ、(2)酪農グループ、(3)酪農中止グループ、(4)+わら加工・ニワトリグループにわけ、それぞれ太線でかこんでみた。これらのグループ別にみていくと特徴の第1は、表の左上の一貫して水稲専作経営だつた農家グループで兼業がもつともすくないことである。7戸中3戸しか兼業していない。前にみたとおり、これらの農家は労働力ももつともすくなく、兼業余力をもたぬ農家グループなのだ。

第2は、表の右下にある酪農グループで、やはり兼業 農家が相対的にすくない。7戸中4戸だ。これらの農家 は、労働力多く、1人当り耕地もせまいことを特質とし

第8表 農業経営類型と兼業

1			64 年 (調査	時)の経営類	「型と兼業	
		水稲専作	+ワラ加工	+=ワトリ	+個人酪農	+共同酪農
	水稲専作	長男 ⑤ ⑧ ⑪ ⑥ ⑳ 俎 冱 3 /7	o F	0 戸	戸 0	0 77
62	+わら加工	長男	7 19			
}	"工	1/1	2/2戸	o 戸	0 戸	0]==
63 年	+ニワト			1 10		
の経	ŀ	o 戸	0 戸	12 3/3 Fi	o 「戸	戸 0
営類	+個人酪農	2			6 14 18	
型	酪農	1/1	0 戸	戸 1	3/4戸	o 🛱
	+共同酪農	主人 3 9 13 16			20)	4 21
	酪農	4/4戸	0 戸	0 戸	2 戸	
e.L	[延	13 戸	2 🛱	戸 4	6	2 戸
計	実	月 13	2 戸	3 戸	戸 5	2 戸

□主婦兼業農家

農家番号の上の主人, 長男などは男子の兼業例

ていたのだが、その対策としてすでに酪農部門を定着させているため、やはり兼業余力にと ぼしい農家グループである。

第三には、わら加工・ニワトリ、および酪農中止グループでは、1戸の例外もなく兼業に従事していることが注目される。このうち、わら加工・ニワトリグループは、さきにみたとおり、がいして労働力多く耕地すくない農家グループだつたが、後者の酪農中止グループは、労働力もやや多いけれども、耕地も広く、1人当り耕地としてみればもつとも大規模経営のグループだつた。ここで100%の主婦日雇兼業率をみせている点は注目すべきことだろう。

1) ②農家であととりの職員兼業がでてきた点は、この集落としては重要ないみをもつている。それは、この集落唯一の基幹労働力の安定兼業として、あたらしい兼業タイプだといういみだけではなく、

実はこの農家の経営主が実験集落の責任者として、もつとも積極的に各種の事業をおしすすめているその基盤としてのいみをもつている。このあととりは、電気専門学校を卒業した技術者でありげんざい21才だがボーナスをのぞいた月収はほぼ25,000円だという。この農家の64年の米代金は109俵分約650,000円である。そこから各種の費用をのぞけば――この農家は、1.6~クタールの耕地全部に直播を(内0.3~クタールは植苗紙)おこない、全部コムバイン刈取をしている唯一の農家であり、したがつて稲作所得のうち、労賃部分は費用として支出される――のこる所得は息子の所得とおなじか、むしろすくないということになる。2男(19才)も通勤兼業者だということを考えればなおさらだ。経営主は、息子に農業をつがせようという意志はまつたくない。彼がかつては職業軍人であり、地主の分家だつたこの家に養子として入つてきたという経歴の持主だということを考えれば、首肯できる考え方だ。ともかく、息子安定兼業=将来の農外離脱を前提として、この農家の実験集落事業への積極的姿勢、あるいは身軽さがうみだされている点に注意をうながしたい。

4 経営類型と「近代化技術」

第9表 直播・コムバイン の参加状況

	の参加れて	<i>)</i> L
農家	64	年
番 号	直播田	コムバイ ン利用
	10アール	10アール
1		
2	3.0	7.5
3	_	_
4	3.0	3.0
5	4.5	7.5
6	_	_
7	3.5	3.5
8	_	
9	_	2.0
10	1.5	
11	-	
12	·—	_
13	_	3.0
14	5.0	3.0
15	-	
16		_
17	-	-
18	-	
19	3.0	3.0
20		
21		_
22	16.0	16.0
23		-
24	_	_
25	-	-
	39.5 8戸	48.5 9戸

以上、われわれは最初に設定した経営類型を基準として、平松集落の農業経営のいわば客観的な動向を検討してきた。さいごに、これらの農家グループが、いわゆる大型機械化技術にたいして、どのような対応をしめしているかをみて農業経営動向の概観をおわろう。大型機械化技術というばあい、さいきんにおけるもつとも重要な技術構造の変化として"基盤整備"および"トラクター耕"もとうぜんにふくめなければなるまいが、しかし、それはあとでのべることとして、ここでは直播技術の採用およびコムバイン一ライス・センター利用のみを検討対象とする。

64年度における直播、およびコムバイン利用は第9表のような状況だつた。前節で注記した20農家の全耕地直播―コムバイン利用を別とすれば、これらの新技術にたいする参加面積は、個々の経営のごく一部分にすぎず、それも全農家25戸の3分の1ていどの農家だけである。この事実のなかには多くの問題がひそんでいるとみなければならないが、ここでの課題は直接にそれを解明することではない。どういう農家がそれをやつているかをみて、われわれの経営諸類型の特質をよりあきらかにすることが、さしあたつての問題である。

第10表がそれをしめす。前諸表とおなじ方法で観察すれば、これらの新技術を採用してない農家は、まず一貫して水稲専作経営だつたグループである。7戸中1戸が採用しているにすぎない。これらの農家はがいして耕地規模が小さく、保守的にならざるをえないグループと考えてよい。

つぎにこれらの新技術を採用していない農家グループは,酪農グループであり、7戸中2戸が採用しているだけである。すでにみたとおり、これらの農家は労働力の相対的過剰を基礎として酪農をつづけていたグループだつた。1人当りだけでなく、1戸当りでみても、耕地のすくないグループだつた。

第10表 経営類型と直播およびコムバイン利用

			0次 莊呂與至こ	- 但個のよび - 2		
1			64 年 (調	査時)の経営	対 型	
		水稲専作	+ワラ加工	+=ワトリ	+個人酪農	+共同酪農
	水稲専作	5 8 W G 3 2 3 1/7	o ^戸	戸 0	戸 0	o F
62	+わら加工	22 1/1	7 9	戸 0	0 戸	o F
年の経営	+ニワトリ	o F	o F	① [10] ① 1/3	o F	o F
類型	+個人酪農	2 1/1	o P	戸 1	6 14 18	o ^戸
	+共同酪農	3 9 13 ® 3/4	o ^戸	0 戸	②②2	4 ② F
計	<u>延</u>	13 F 13	2 戸	4 F 3	戸 6 戸 5	2 戸 2

これらの農家にとつては、水稲部門の所得はほんのすこしでもへつてはならない性質のもでり、危険の多い――後述のごとく、現状では直播―コムバイン刈りの技術は農家にとつて反収低下技術だというのが通念だ――新技術の採用には消極的たらざるをえない。

しかし、わら加工・ニワトリ類型では6戸中3戸、水稲専作類型のうちの酪農中止グループでは5戸中4戸という採用状況もみられる。とくにここでは後者における密度のたかさが注目され、かれらが以前には共同酪農を一斉に開始したこと――それには相対的に広い耕地面積が基礎となつていた――とおもいあわせて、もつとも積極的農家グループだとしてよい。けれども、すでに指摘したごとく、これらの農家においてこそ主婦日雇兼業がもつとも一般化していたことを考えれば、新技術採用の意味はけつしてただ積極性として過大評価すべきものではなく、むしろかれらが方向を定めかねていることの一表現だと理解されるのである。

三 農業経営の展開過程

前章において、検出された経営類型のうちで、戦略的な意義をもちうるのは、いうまでもなく、水稲専作経営と、水稲+酪農経営(個人酪農・共同酪農の両方をふくむ)のふたつであろう。十わら加工経営については周知のごときわら加工品の市況悪化が条件となつて、早くから衰退過程に入つていたし、また+=ワトリ経営については前出第1表でも示したように、多い経営でも400羽飼養が最高であつて、調査時現在でも顕著な多頭羽化の方向はみられない。だからわれわれの考察はもつぱら水稲専作経営と、水稲+酪農経営に限定する。

これらふたつの経営類型について,前章でみたようなうごきが,どのような具体的な条件に規定されたものであり,またそれは当面,どのような問題点をもつているか,ということが考察の課題である。

1) わら加工については、この集落でおこつたつぎのような事例を指摘しておかねばならない。1961年、当時の共同化プームを背景として、前章第4節注1でのべた②農家を中心として、4戸の農家(②農家および②・⑮・⑪農家)がわら加工の共同経営をはじめた。130万円で機械を購入し、70万円で70坪の加工場を新設したのだが、一冬操業したのみで、その後は耕地整理にかかつて労働力が調達できぬこと、縄の市況が悪化したことが理由となつて開店休業におちいつた。げんざい、機械は各自、自家用のわら加工に用いることとし、建物は売り出されている。200万円の創業資金は、20万円の自己資金と180万円の近代化資金の借入れで賄つたが、63年からは借入金の償還が始まつた。金利を含めて1戸平均毎年約10万円の償還金負担がかかつてきている。これについて、前出②農家は「借金はかりに縄工場をつづけていたとしても、やはり働いて返さねばならぬ。今は皆土方をして稼いだ金で返しているわけだが、それは働く場所が変つただけのことで、働いて返すという点ではどこで働くのも同じことだ」とのべている。他の農家もこの説明で納得しているという。

なお、形式的にいえば前章の類型区分で「共同わら加工」の類型設定が必要だが右のようにほとんど稼動しなかつたので省略した。但し20農家は以前からわら加工兼業を営んでいたので、62~63年までは、+わら加工類型にいれている。

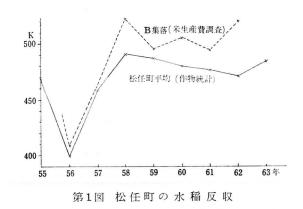
2) +=ワトリ農家についてことわつておけば、この類型はわれわれの実態調査の対象農家に入つてこなかつた。始めから軽視したのではないが偶然そうなつた。

1 プラス・アルファ・ターンの基盤

まず 前章で みたような 経営 分化 が, どのような客観的事情を背景と していた もの だつた かを みておこ う。

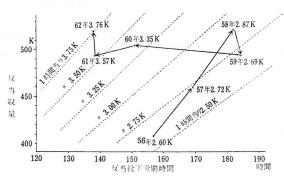
第1には,この地域の水稲反収が あきらかな停滞過程に入つていたと いう事情がある。

第1図でみるように、松任町全体の反収は58年をひとつのピークとして、62年まで微減をつづける。また、松任町内には、たまたまB集落に米生産費調査の対象農家(5戸)



があつたので、それについても56年からの反収を例示したが、そこでも 反収は58年以後停滞している。後者は62年から、前者の松任町平均は63年から上昇に転ずるが、しかし、その水準は58年の反収をこすに至つていない。

第2に、このような反収停滞にもかかわらず、この時期は生産構造としては重要な転換期だつたという事情がある。米生産費調査農家(B集落、5戸平均)に例をとつて、その



第2図 稲作生産力の転換

点を推察すると,第2図のようなうごきをしめす。これは反収と反当投下労働時間がどのように推移し、その結果、時間当り生産量がどうなつたかをみたものであるが、これによると59年まではむしろ反当投下労働の増加がみられる。

労働多投によつて反収の向上をはかろうとした時期だつた。そしてこの努力は、56年以降の反収向上にむすびついたとおもわれるが、しかし、それは58年でピークに達し、59年には労働時間がふえるにもかかわらず反収はむしろ減少する。時間当り生産量でみても、59年まではほぼ2.5キロの線に停滞していた。

60年以降になるとその方向は逆転して、労働時間が大幅に減少したため、反収はそれほど ふえないにもかかわらず、時間当り生産量は3.5キロの線にちかづいてくる。59年までと、

第11表 作業別労働時間の変化(反当)

			実			数	(增		減
		56	年	59	年	61	年	56	~59年	59	~61年
選	種		時間		時間		時間	+	時間0.2	Δ	0.3
浸	種		0.1		0.2		0.2	+	0.1		0
苗代	一切		7.8		9.9		5.2	+	2.1	Δ	4.7
本田	耕起		7.1		8.1	l	13. 2	+	0.4	l	+ 1.8
本田	代搔		6.1		3.3	}	15. 2	Δ	2.8	ſ	1.0
元	肥		3.5		5.4		3.0	+	1.9	Δ	2.4
田	植		16.3		16.3		12.2		0	Δ	4.1
追	肥		3.0		2.0		1.1	Δ	1.0	Δ	0.9
田草	とり		21.7		34.8		19.7	+	13.1	Δ	15.1
潅 扌	非 水		13.7		9.1		10.0	Δ	4.6	+	0.9
管	理		23.2		25.2		24.4	+	2.0	Δ	0.8
稲	刈		31.5		47.0		30.9	+	15.5	Δ	16.1
稲	扱		15.3		15.5		11.2	+	0.2	Δ	4.3
籾	摺		8.1		7.4		7.6	Δ	0.7	+	0.2
合	計	1	57.5		184.5		138.7	+	27.0		45.8

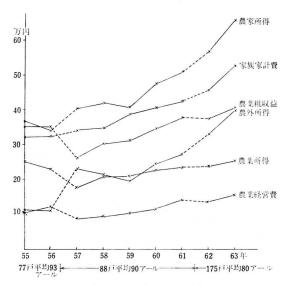
- 1) 米生產費調查各年次
- 2) B (調査農家5戸)調査区の平均

60年以降では、反収でみればおな じ停滞傾向にあるのだが、生産力 の内容としては異質な段階がふく まれている。

右の労働時間の減少を具体的に みると第11表のようになつている。 稲刈・田草とりの増加と減少が, 全体をうごかしているのだが,労 働多投期(59年まで)においては, 密植化の進行,中耕除草労働の凋 密化などがあつたのだろうし,労働 節約期においては,おそらく動力 運搬の一般化や,除草剤の普及が あつたのであろう。いわゆる戦後 段階における"小農技術の一巡" という現象がこの時期にみられる。

第3の事情は、当時の米価がほぼ1万円の水準でよこばいをつづけ農家経済がジリ貧状態にあつた

点である。このような技術変化はと うぜん, 生産費の増大をともなうわ けだが, それは反収の増加にも, ま た米価の上昇にも吸収されないで, そのまま反当所得の停滞, もしくは 低下となつた。経営面積が一定だと すれば, 反当所得の停滞はそのまま 農業所得の停滞とみていい。第3図 は松任町のものがないので, 石川県 平均の農家経済のうごきをみたもの だが,農業所得の停滞はかなり顕著 なものがある。にもかかわらず当時 の農業経営費や家族家計費は一貫し た上昇傾向を辿つていた。この矛盾 を解決する方法はさしあたりつぎの 三つが想定される。第1は経営耕地 面積の拡大,第2はあらたな農業部 門の追加、第3は農外兼業である。 このうち第1の方法については、当 時もげんざいも可能性がかぎられて いるとみてよい。また第3の方法に



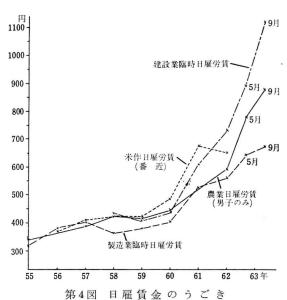
第3回 農家経済の推移(石川県平均)

- 1) 石川県農林水産統計年報各年次
- 2) 下段は農家経済調査の集計戸数と平 均耕地
- 3) 点線は調査対象農家の変更もしくは 拡大の年次

ついては、げんざいはともかくとして、当時においてはやはり、ただちに現実化しえた解決策ではなかつたとおもわれる。第3図によれば、当時の農外所得ののびはがいして停滞的だつた。57年をひとつのピークとして以後減少をつづけ、60年からはふたたび増加に転ずるのだが61年になつてもその水準はほぼ57年とおなじていどにすぎず、農外所得が顕著な増加傾向をみせるのは――調査農家が接続しないが、しかし、県平均でみれば大過ない――ようやく62年以降である。ということは当時の農家にとつて、兼業労働市場がまだ充分にはひらかれていなかつたことを示唆する。この事情は松任町においても、おなじようなものだつたと考えていいし、とくに平松集落のように平均耕地面積が2~クタールもあるところ――第3図の県平均農家は1~クタール以下――では、農外兼業によつて所得を増加しようという契機は内部的にもよわかつた。

かくて、農業経営は第2の方法、すなわち、農業技術の変化によつて過剰化した労働力を 基礎として、あらたな農業部門を創設するという方法をとらねばならない。前章でみたよう な農業経営のはげしい変動は、まさにこのプラス・アルファをもとめた経営転換だつた。

その後、農外兼業労働市場が急激に拡大し、そこでの賃金水準も急上昇する。兼業労働市場の拡大を累年でフォローしうる適切な資料がないので、各種の日雇賃金のうごきからそれをうかがうことにすると、第4図がえられる。前述のB集落の米生産費調査(対象農家5戸)から推計したもの以外は、いずれも石川県平均のものであるが、いずれも61年以降になってはげしい上昇過程に入る。とくにそれは、建設業臨時・日雇労賃でもつとも顕著なうごきとなつている。いうまでもなく建設業は、労働の質の面で農業と近似しているために、既



- 1) 米生産費調査,農村物価賃金調査,毎月 勤労統計
- 2) 農業日雇労賃以外は男女こみ

存の農業労働力でも、すぐに転用し うるものであるし、さらに臨時・日 雇という雇用形態は、農業の季節的 繁閑を利用して就労しうる。その賃 金水準がもつともするどく上昇した ということは、農業経営の採算基盤 をせばめ、とくにプラス・アルファ 部門のそれをいちぢるしくせばめる こととなつた。さきにみたような共 同酪農の急速な崩壊と、その傾斜は、 そのような事情を背景にもつてい た。

もちろん上のごとき諸事情は、あくまでも一般的な事情であつて、個々の経営にとつてみれば、さまざまなあらわれかたをする。その点を以下調査事例の実態についてみることとしよう。

2 水稲+酪農経営の展開

(イ) 共同酪農の成立と崩壊

平松における共同酪農のうち、第一牧場はげんざいも存続している。これについては、あとまわしとしてさしあたりすでに解散している第二牧場・第三牧場からみていこう。

A 第二牧場 (③·⑨·⑩農家)

この共同経営の構成農家は、いずれも2~クタール以上の耕地を経営し、(③農家2.59~クタール、⑨農家2.17~クタール、⑩農家2.11~クタール、第1表参照)相対的には大規模農家だつたが、しかし労働力は多くなかつた。(③・⑨農家は2.5人、⑩農家のみ3.5人)前述のプラス・アルファ・ターンの切実さは相対的によわかつたとみてよい。また、どの農家も酪農についてはまつたくの未経験者だつた。そのため、これらの農家にとつて酪農経営を始めたことは「牛とはどういうものであるか、試してみたかつた」(⑩農家)ということであり共同で始めた理由も「人にすすめられたためと、労力がすくなかつたため」であり、かつ失敗のばあいの危険分散も考えていた。

61年に43万円の近代化資金を借り入れて、牛舎の建築費や牛の導入費とした。3戸の農家が1日交替で出役して、最高時には3頭の搾乳牛と2頭の犢をおくまでになつたが、耕地整理が始まつたことで手間が窮屈になり、また当初考えたほどの収益が上らないので、64年9月に解散した。借入金は牛を処分して返済してしまい、いまは建物がのこつている。

64年の暮にはこれも処分し、代金は3戸の農家で分配するという。

「手間だけ損した」というのが、この共同経営の結末である。もつとも飼育中は労賃分配をまつたくやらなかつたわけではないが、その額は1日300円ていどであつて、高騰しつつあつた日雇賃金には対抗しえないものだつた。逆にいえば労賃分配を少なくおさえていたの

で赤字を出さずに済んだということである。

B 第三牧場 (13・17・20農家)

この共同酪農は、構成農家がそれぞれにちがつた性格をもつている点に特徴がある。まず ③農家は、2.11~クタールの耕地、3人の労働力で、第二牧場の構成員と類似した性格、すなわち、プラス・アルファ・ターンの切実さが相対的に乏しい事情をもつていた。これにたいして、①農家は耕地1.97~クタールでややせまいのに、労働力は4人もあつて、はやくからプラス・アルファ部門を必要とし、そのため、すでに1955年から個人酪農をやつていた。さいごに②農家は耕地が1.69~クタールしかなくて、もつともプラス・アルファを必要としながらも、労働力が2人しかないためなかなかふみだせなかつた農家である。

このように第三牧場は、第二牧場にくらべれば、プラス・アルファ・ターンにも真剣な農家をふくみ、また技術的にも経験者がいたので、当初からかなり大規模なものとして出発した。61年、183万円の近代化資金を借入れ、さらに20万円の自己資金を加えて35坪の牛舎を建て、7頭の搾乳牛を導入した。これは、最高時11頭になる。

やはり1日交替で出役し、それには1日300円の日当を払つていたが、63年10月に解散した。

その理由について、②農家は「私は体が弱くて、しばしば他の農家に替つてもらい迷惑をかけている。とくに63年には、入院をしたりしているので遠慮した」という。②農家は「多額の投資をしたにもかかわらずそれにみあつた収益が上らなかつたためだ」という。この農家は既述のとおり、55年から個人酪農をやつており、共同酪農を始めてからも4~2頭の個人酪農を併存させていた。それとの対比でみれば、共同酪農の収益はひくすぎたのであろう。さいごに②農家は「耕地整理で飼料作物が作れなかつたことと、出役が大変になつたことだ」という。そして、局外者の農家は「第三牧場の解散理由は、耕地整理賛成派と反対派の対立だ」という。いずれも真実の解散理由であろう。技術的にも経済的にも、組織的にも無理な共同経営だつた。

解散時の借入金――183万円そつくりのこつていた――は、牛(100万円)と建物施設(22万)を売却したうえに、各農家が20万円づつ負担して返却した。なお建物と施設は⑩農家が買い受け、個人酪農を営んでいる。この農家は既述のとおり、もつともプラス・アルファを必要としていたからであろう。

C 第一牧場(④·釦農家)

この共同酪農は今も存続している。構成員が2戸であり,かつそれぞれの性格もちがつている。④農家は耕地規模2.39~0タール,労働力3人でこの集落では大経営である。そのかぎりでは前述のプラス・アルファ・ターンの切実さはよわいとみてよい。けれども,当主が36才で農業にはきわめて熱心であり,しかも64年春に死亡した父が農協組合長の職にあつて村では指導的な立場にあつたというような事情で,56年から個人酪農を営んでいた。但しこの個人酪農は60年までは育成牛を1 頭おいたのみであり,60年になつてそれが2 頭になつたという状態であつて,酪農というよりも糞畜としての意味がつよかつた。とはいえ,これまでみてきた2~00 タール以上農家で共同酪農をはじめたものがいずれも,それまでまつたく乳牛飼養の経験がなかつたのと対比すれば,④農家がはやくから乳牛を飼養していた点は重要な特質だ。

②農家は耕地1.61~クタールでこの集落では小規模の方であり、労働力は3人でやや過剰

だつた。プラス・アルファ・ターンの要求はたいへんつよく,その反映としてやはり共同酪農開始以前から2頭の搾乳牛をおいていた。このように第一牧場は,その構成員の性格はちがつているけれども,共同化以前から,酪農飼養の経験をもつていたという共通点があり,その点で第二牧場・第三牧場と区別される。

そのような小数頭飼育の経験をもつていたところへ、当時の多頭化ブームをむかえたわけ であるが、その際畜舎の増改築資金として近代化資金を借入れるためと、また、「多頭化し ても牛に体をしばりつけられるのはいやだ」(④農家)という事情があつて、共同化にふみ きつた。61年春、144万円の近代化資金を借りて32坪の畜舎を新築し、乳牛は7頭とした。 げんざいは10頭に増加し,個人酪農も含めてこの集落における最大飼養規模となつている。 年間粗収入140万円, 内経常支出が70万円で, のこりの70万円が近代化資金の償還(年20万 円, すでに2回償還済), 施設, 乳牛等の償却(共同の蓄積分を含めて30万円), 労賃分配 (1戸当り約10万円)にあてられる。管理は1日交替だが、その労賃見積は1日400円で、 1戸当り月に約6,000円, 圃場労働は1時間100円で, それが月平均約2,000円となる。合計 毎月約8,000円の労賃分配があり、これが年間で約10万円だという。この労賃水準は前出第 4図の日雇労賃にくらべてもいちじるしくひくいわけだが、そのため第二・三牧場のように 解散するに至らない理由は、見積り単価がそれらより多少高いこともあろうが、2戸共同の ため、相対的に出役日数が多くなり、賃金総額としてはいちおうまとまつた金額になるから だと思われる。たとえば3日交替では単価を400円としても1戸当り月に4,000円でしかなく ――前述のように第二・三牧場の1日当り単価は300円だつたので実際は月に3,000円, 圃場 労働については不明――年額では5万円たらずである。これにたいして、第一牧場が1戸当 り10万円の賃金支払ができる点は重要な共同存続の根拠だ。とくにそれは小規模農家の図農 家にとつて意味がある。というのは、かれはすでに46才であつて日雇仕事に出るのは困難な 年令だからだ。いま無理をして、不安定な日雇稼ぎをするよりも、将来も働らける酪農が有 利なのだ。その際独りでやるには、技術的にも資本面でも無理がある。④農家と一緒にやつ ていれば心配ないということである。1.6ヘクタールの水田を基礎とし老令を理由にして, かれは400円の日当に甘んじなければならない。

経営主の年令を、解散した第二牧場についてみれば、③農家-38才、⑨農家-39才、⑩農家-40才、第三牧場についてみれば、③農家-39才、⑪農家-31才、②農家-39才というぐあいで、いずれも労賃評価のもつともたかい年令層なのだ。

前述のように、第一牧場のリーダー④農家の当主は36才だつたが、かれはこの日当 400 円年額10万円——圃場労働は 既述のとおり 1 時間100円となつており 一応の水準にあるとみていい——に満足しているのだろうか。

かれの経営としては、プラス・アルファ・ターンの緊要性がよわい点はすでにのべたがききとりによれば、その内容はつぎのとおりである。かれは約100万円の米代金(約200俵の生産、160 俵の販売)をもち、そこから30万円の自家労賃以外の現金経営費を払つても70万円が現金所得としてのこる。現金家計費は月4万円だから、年額では約50万円であり、差引20万円は蓄積にまわる。共同酪農部門からの10万円はそれに加算される。この点から、④農家にとつて酪農所得はさしあたり、どうしても必要な労賃部分ではない。これはかれが400円の日当でがまんできるひとつの基礎である。が、この点だけなら前述の共同酪農を中止した2~クタール以上農家とかわるところはない。労賃評価切下げの可能性はあつても必然性は

ない。むしろ2ヘクタール以上層の労賃評価は、たかいとみなければなるまい。

ここで前述の共同酪農の収益70万円のゆくえをもう一度検討しなければならない。まず30万円の償却引当て金をみよう。第1牧場の畜舎の建築費は付属施設こみで55万円であつた。耐用年数をかりに20年とみても―新築のばあいの基準は30年とされるが――年額にすれば27,500円である。乳牛の償却をかりに年15,000円とみれば10頭で15万円だ。両者あわせて177,500円となる。蓄積分30万円からこれを差引くと122,500円がいわば過剰に蓄積されている。これをかりに飼育作業の労賃にふりこめば、げんざいの1日400円は、340円増加して、740円となる。飼育労働時間は1日あたりのべ約9時間とされているが、実際は夫婦で5時間たらずだということ。あるいは、前述のように、これを年間所得として考えれば、どうにか日雇賃金に対抗しうる水準だといつてよい。④農家の労賃採算はおそらくここをみている。さらにかれの頭の中には、このようにギリギリ賃金を切下げなければならぬ圧迫要因として、近代化資金の年返済額20万円がある。これなかりせば飼育労賃(400円)も圃場労賃(1時間100円)も恰度倍にできるのである。近代化資金さえ返却してしまえば飼育労賃を800円としてもなおかつ若干の剰余がみこめる。全部を労賃換算すれば1日1,140円にはなる、というのがかれの計算だろう。

これをよりはやく達成するために「もう $2\sim3$ 頭ふやして、常時10 頭搾乳にしたい」というのがかれの意見だ。そして、それをやるについても「個人でやると体がしばられるので共同がいい」という。

かくて、この共同酪農は、一方では転用不能の労働力の低労賃評価に基礎をもち他方では 低労賃をがまんできる大経営に基礎をもちつつも、どうにか水稲作の週辺に定着している。 ④農家の心配は、②農家の当主がいつそう年をとることであり、そのさいげんざい高校生で ある②農家の息子が共同酪農をつぐかどうかということだ。この心配が杞憂でないことは指 摘するまでもない。

1) 前出「事業実績報告書」62年、52ページ、家畜管理労働時間集計表の第1牧場の数字による。なお、これら酪農経営の技術問題については、右の資料にくわしいので、ここでは省略した。

(ロ) 個人酪農の展開

すでにのべたとおり、平松集落における酪農は、耕地がせまく、労働力の相対的に多い農業経営において、個人経営として開始された。技術的には労働力の完全燃焼を目的とし、また経済的には酪農というかたちのプラス・アルファによる所得向上を目的とするものだつた。その後、既述のごとき稲作技術の転換があつて、耕地規模の相対的に大きい農業経営も酪農に参加してくるが、稲作技術の転換はまだ部分的(前出第11表をみよ)だつたので、かならずしもこれらの農家が過剰な労働力をもつようになつたとは評価しきれなかつた。共同化の簇出はおそらく、技術的にはこの矛盾を回避しようとしたものにほかならない。他方、これらの農家は経済的にみれば、水稲部門のみで経営の基本的な再生産をおこないうる基礎をもち、酪農によつてかならず所得増加を達成しなければならないという必然性がよわかつた。外部条件、とくに日雇労賃の上昇という変化のなかで、共同酪農がかんたんに消滅したのは、そこに理由があつた。ともかく、このような推移を経たのち、平松集落の酪農は、ふたたび耕地少なく、労働力多き経営に個人酪農として定着している。その本質は家族労働力の完全燃焼と農業所得の向上をねらいとするものだ。

そのさい, 共同酪農を崩壊にみちびいたひとつの条件とした賃金上昇は, 個人酪農にも, きびしい圧迫要因となるわけであるが, それをきりぬけてきたさしあたりの対策は乳牛飼育 頭数の増加である。

前出第 $1 \sim 2$ 表によると,1960年の水稲+個人酪農経営は 8 戸をかぞえるが,そこでの飼育頭数は16頭だつた。その後,共同酪農の成立・解散という過渡期を経て,64年には個人酪農が 5 戸に減少するが,そこでの飼養頭数は30頭に増加する。 1 戸当りでみれば 2 頭から 6 頭に増加した。最低で \mathbf{Q} ・ \mathbf{Q} 農家の 5 頭,最高は \mathbf{G} ・ \mathbf{Q} 農家の 7 頭である。搾乳頭数の最低は 3 頭,最高は 5 頭となつている。

この多頭化のプロセスを $_{\odot}$ 農家の例でみると、かれは 1955 年に 平松集落としては最初に 1 頭の乳牛を導入した。56年に結婚して労働力は二夫婦となり、58年には 2 頭60年には 3 頭と漸次頭数をましてきた。しかしこの段階まではまだ多頭化の方向はかならずしもはつきりしていなかつた。すでにのべたように61年、第三牧場に参加して $_{\odot}$ 7~11 頭の飼育経験をもつたことが、多頭化へふみきらせる直接の動機となつた。かれは第三牧場に参加しつつ $_{\odot}$ 2 頭の個別酪農をいとなんでいたのだが、63年10月の共同解体後、ただちに個別多頭化の方針を確定する。64年に入つてからの搾乳頭数の増加と乳量の増加は次表にしめしたとおりだ。 年初の 2 頭から年末の 5 頭まで一挙に増加しており、それにつれて搾乳量、受取乳代等も増加している。——但し、多頭化とともに 1 頭当り乳量が低下している点は問題だが、これについては後述——。

	搾乳	搾乳量	乳代	参	考	
	頭数	7年孔里	孔、八、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	乳価	1頭1日 当り乳量	
1月	頭 2	キロ 1,395	円 50 , 220	円 36	キロ 22.5	
2	2	1,305	46,980	36	22.5	
3	2	1,395	51,615	37	22.5	
4	3	1,800	66,600	37	20.0	
5	3	1,860	70,680	38	20.0	
6	4	1,800	68,400	38	15.0	
7	4	1,860	70,680	38	15.0	
8	4	1,860	72,540	39	15.0	
9	4	1,800	70, 200	39	15.0	
10	4	2, 170	84,630	39	17.5	
11	4	2, 100	77,700	37	17.5	
12 (予定)	5	2, 480	91,760	37	16.0	
計	-	21,825	822,005	_	_	

の農家の酪農経営費の概算は第13表にしめした。ここでことわつておかねばならないのは、乳牛と畜舎の償却費である。前者については「 $5\sim6$ 産搾つて出すが、代りの牛を入れるのに $5\sim6$ 万円かかるから年に1 万円みればいい」という農家

第13表 ⑰農家の酪農支出

	(54	年
飼	料	費	400,000円
肥	料	費	20,000
保	険	料	25,000
治	療	費	10,000
雜型	種位電気	代)	15,000
		华	70,000
償去]費 [:	畜舎	_
	計		540,000

の言葉をそのまま採用した。後者についても「既存の畜舎、納屋を自分で改造して使つているので償却費は不要」という言葉をやはりそのまま採用している。そのためこの表の支出額54万円はすくなめに出ている。しかし前表の乳代82万円には、実は**犢**の代金がふくまれていないので、両者は相殺しあうものとかりに考えると、かれの酪農所得は282,000円だ。月額

23,500円,日額 783 円である。但し,これは多頭化過程のものであつて,5 頭搾乳そのものの経営収支ではない。それを5 頭搾乳に達する12月の例から推算すると, 乳代は年額約 108 万円となる。支出は飼料費が若干増加するほかは大きい変動がなく60万円みればいいというので,差引所得は48万円,月額 4 万円,日額 1,300 円余だ。日雇賃金を若干うわまわる水準にあるとみてよい。

個人酪農経営のうち,われわれの調査対象となつた \mathbf{Q} 農家は,げんざい搾乳牛 $\mathbf{3}$ 頭だがこれを $\mathbf{5}$ 頭にするといつていた。搾乳牛 $\mathbf{3}$ 頭では,日当は $\mathbf{1}$,000円だが, $\mathbf{5}$ 頭にすればそれが $\mathbf{1}$,500円になるからだという。 また \mathbf{Q} 農家は,やは $\mathbf{9}$ 3 頭の搾乳牛を $\mathbf{6}$ 頭にするため, $\mathbf{3}$ 頭を育成中だ。このように,ここの個人酪農がいずれも $\mathbf{5} \sim \mathbf{6}$ 頭の常時搾乳をめざしているということは,右にみたような酪農所得の日雇賃金水準にたいする超過が重要な採算基準だからだとしてよい。

この搾乳牛 $5\sim6$ 頭という酪農経営は,他方でここの水稲+酪農のひとつの技術的な限界でもあるようだ。0農家の例でみると,酪農の労働時間は,牛舎内5時間,草刈1時間計6時間が常時必要だ。夫婦2人で3時間だ。

この他に飼料作物の作付やサイロづめなどの作業がある。他方,この農家は約2~クタールの水稲部門をもつていたから農繁期になると、両者の労力競合がはげしくなる。これまでは兼業に出ていた2人の妹を欠勤させて、きりぬけてきたが、64年には2人とも婚出したので、来年からは雇用労働の増加が不可欠だという。

また、土地利用の面でも酪農と稲作はきびしい競合関係にある。平松における飼料作物の

			71			,				
			62			63			64	
		頭 数	作付面積	1頭当り 作付面積	頭数	作付面積	1.頭当り 作付面積	頭数	作付面積	1頭当り 作付面積
	第一牧場④	頭	10アール	10アール		10アール 6. 0反	10アール	頭	10アール	10アール
	21		8.2			5.6				
共	計	9	17.0	1.9	9	11.6	1.3	10		約2.0
共	第二牧場③		1.6			1.6				
司	9		1.6			1.6		廃止		
11	16		1.6			1.6		/ /		
酪	計	2	4.8	2. 4	3	• 4.8	1.6)		
	第三牧場®	(1)	7.2			2.2				
農	17	(4)	(10.5) 7.2		?	4.9		7	7.6	1.1
	20	(>	7.2	(4 =)		3.6		6	5.3	0.9
	計	(15) 11	(24.9) 21.6	(1.7) 2.0	8	10.7	1.3	廃止		
	6	4	5.4	1.4	7	3.6	0.5			
個人	122	4	3.0	0.7		1.4		廃止		
個人酪農	14)	4	4.4	1.1	5	3.0	0.6	5	6.9	1.4
農	18	4	4.3	1.1	5	3.1	0.6			

第14表 飼料作物の延作付面積

資料第1表におなじ、 —— は非調査対象

延作付面積をみると第14表がえられるが、これによれば耕地整理期の減少を経て、ふたたび増加しているとはいえ、最高でも1戸当り1 $^{\sim}$ 0 $^{\circ}$ 0 $^{\circ}$ 1 頭当りにすれば、9(②農家) $^{\sim}$ 20 $^{\circ}$ 0 $^{\circ}$ 1 回当りにすれば、9(②農家) $^{\sim}$ 20 $^{\circ}$ 0 $^{\circ}$ 1 回一枚場、個し②農家は④農家とおなじと推定)にすぎない。そして、この内容は各農家共8 $^{\sim}$ 10 $^{\circ}$ 10 $^{\circ}$ 10 $^{\circ}$ 10 一ルの輪換田をもつ以外はことごとく裏作としての作付なのである。酪農所得が前述のような水準なのにたいし米作のばあいは、1日(8時間)当り1、821円、63年加賀地域平均)2 $^{\sim}$ 0 $^{\circ}$ 0 $^{\circ}$ 10 二十日(8時間)という水準なので、飼料作付はもつぱら裏作にたよるということとなつている。このことが田植期と飼料作物の収穫期を衝突させ、1戸当り約1 $^{\sim}$ 0 $^{\circ}$ 0 $^{\circ}$ 00 回積の上限を決定し、そこでえられる粗飼料の量がげんざいの反収を前提として搾乳頭数5 $^{\sim}$ 6 頭という限界を規定している。

の農家は多頭化とともに1頭当りの乳量が低下していた――牛の個体差・季節性なども考慮する必要があるが――が、それは右のような限界点にいちぢるしく接近していることを示唆する。牧野亥之助氏は、新潟県安田町の酪農経営を分析して、(→)「既存の稲作栽培をそのままにして乳牛を導入したかたちで、畑及び裏作での飼料作の範囲で2~3頭を搾乳する経営」における搾乳量は1頭年間6~6,400キロ、(⇒)「酪農専業経営に踏みきつてほとんどの水田を飼料畑に転換し、10頭あるいはそれ以上の規模になる経営」は1頭年間5,660キロなのに、(⇒)「両者の中間的存在で経営の中心が、乳牛、水稲作いずれの部門にもあり、未だ酪農専業に踏み切れない経営」はわずか4,152キロの1頭年間乳量しか出していない点を指摘しその理由として、やはり労力と土地利用の競合をあげている。

農外賃金の圧迫に抗して、多頭化してきた平松の酪農は、白の中間的段階に対比させることができるわけであるが、それは、畑地をかなりもち、かつ水稲の生産力もひくい新潟県安田町のように、一の専業酪農へ到達する条件にとぼしく、限界一杯の多頭化一乳量低下という悪循環になやまねばならない。

それは、ここの酪農経営が、何度も指摘するように、耕地少なく労働力多き経営におこなわれる商品生産であり、本質的には窮迫的商品生産だという点にもとづく。げんざいの乳価、飼料価格などを前提とするかぎり、ここの酪農がどれだけ、外部労賃の上昇に対抗しうるかは重要な問題点である。

- 1) ここでの一日当り労賃対比は、稲作の季節性と、酪農の通年性を、したがつて年所得あるいは反当所得としてはどうかということを無視している。本文でのべたように、外部労賃にもとづく労賃評価が確立されてきているので、それでも大過ないだろう。酪農家のように転用できない労働力のばあいは別だが。
- 2) 中央畜産研究会「畜産多頭羽飼育経営の実態と 問題点 —— 畜産経営の 近代化に関する 調査結果 [1]」18~22頁,同会,近代化推進研究資料No. 3, 1963年 3月。
- 3) 前述20農家は、目下5戸共同(実際は2戸で運営)50頭規模の企業酪農を企画中である。それがどのような問題を提起するかは未知数だが。

(ハ) 農業近代化緒施設と酪農経営

右のごとき本質をもつ平松の酪農経営が、直播ーコムバイン刈取という新技術にたいして、 もつとも消極的な対応をしめしたことはすでにのべたが、その他の諸施設・諸技術にたいし てはどうだろうか。

結論からいえば、賛否ふたつの態度がしめされており、酪農経営全体としては否定的な態

度がつよい。典型的な反対論はつぎのようなものだ。

第1は経済上の反対論である。基盤整備で区画・農道が広がり、便利になつたことはたしかだが、それによつて収入がふえるということはなく、むしろ余分の費用がかかつた。

第2は労力上の反対論である。基盤整備中は、いつもの年の2年分働らいたが、それでもたりなくて、春耕には大型トラクターを頼まざるをえなかつた。水田の均平と、表土処理のために浮き出した礫を処理しおわるにはまだ数年はかかる。

これらは酪農経営固有の反対論ではないが、しかし、耕地規模少ない酪農経営にとつては、とくにつよく作用している。酪農経営固有の反対論は第3に土地利用の面にあつた。それは飼料作物(裏作)の作付が基盤整備中は制限されざるをえなかつたということだ。もちろんこれは過渡的なものだが、しかし、このために多頭化は基盤整備がおわるまでまたねばならなかつたという。

このような立場からかれらは、既存の耕耘機を利用するために来春のトラクター申込はおこなわず、さらに各種の飼料作物用大型機械もあまり使用していない。それはすでにみたとおり、ここの酪農がすでに小農技術としての水稲省力化を一定の水準まで達成し、それを基礎として余剰労力の完全燃焼をめざして始まつたという本質に根拠をもつ。

水稲作業の省力化をいつそうすすめて、それで酪農をやろうというものではなく、「耕耘機でも省力化ができた」ので酪農を始めたのである。その根底には水稲のみでは喰えぬからという経済の論理がよこたわつており、それが水稲のいつそうの省力化一酪農拡大という単線的な技術の論理を否定している。もちろんかれらが、水稲作業のいつそうの省力化をのぞんでいないのではけつしてなく、むしろその希望は非常につよい。かつげんじつには後述するような基盤整備その他による省力化が多頭化のひとつの条件だつたことは、充分に評価せねばならないが、かれらにとつてみればあくまでも水稲所得、あるいは水稲反収が低下してはならないという経済の論理で考えざるをえないのである。

これにたいして、たとえば前述第一牧場の④農家は新技術にたいして、かなり積極的な姿勢をしめす。直播一コムバイン刈取については、やや批判的ながらもともかく参加し、基盤整備一トラクター耕なども容認している。その経済的基礎がすでにのべたとおりだから、かれのばあいは右の技術の論理を若干は受け入れることができるのだ。かれは賛成論の立場から反対論の論拠をいずれも過渡的なものとして批判しすすんでげんざいの問題点をつぎのように指摘する。

第1は機械の問題だ。かれはモーア、尿撒布機などを利用し、第14表でみるようにこの集落最大($1 \sim 100$ の飼料作物作付農家だが、これらの機械はたいてい使いたいときにはどこかこわれている。

第2はオペレーターの問題で、右の機械を使いたいときには、オペレーターが日雇稼ぎに いつていてたのめない。大型トラクターの秋耕を希望しているがそれもできない。

第3は体制の問題だ。右の難点を解決するためには、機械のサービス・ステーションが不可欠だし、さらにオペレーターも常駐体制がのぞましい。だとすればそれは平松一集落のみでは考えられないので、農協もしくは町の規模で共同体制をくまねばならない。というのである。

3 水稲専作経営の展開条件

農業機械化実験集落事業一構造改善事業にもとずく基盤整備事業等の進行過程において、

平松の稲作経営がどのような推移をたどつてきたかという点は、これまでの叙述でたりるとおもわれるので、ここでは今後の稲作経営がどういう問題をもつているかという点をみてゆこう。その際、右の諸事業のなかでもつとも重要な変化はいうまでもなく基盤整備事業である。それは明治以来の耕地体制を一挙に変革し、好むと好まざるとにかかわらず集落内の全農家が今後、それを基盤として経営を営んでいかねばならない、あともどりできない変化なのだ。したがつて、その影響はしだいにより広汎な場面にあらわれる――たとえば既存の零細な小作地は、30アール区画のなかに埋没してしまい、図面上の抽象的な面積はもつているが実際の耕地では畦畔をもたぬ、というような変化が、今後どうなるかは重要な問題だろう―ものとおもわれるが、さしあたりここでは基盤整備終了後1ヶ年の経験のなかであらわれた問題を指摘しよう。

第1の変化はいうまでもなく耕地区画・農道の拡大、および耕地の集団化という変化だ。 後者の実態は第15表にしめされるが、耕地整理以前においては、 $7 \sim 9$ ケ所に耕地をもつ農家 がもつとも多く、かつもつとも分散のひどい農家は17ケ所にも耕地をもつていた(③農家。)

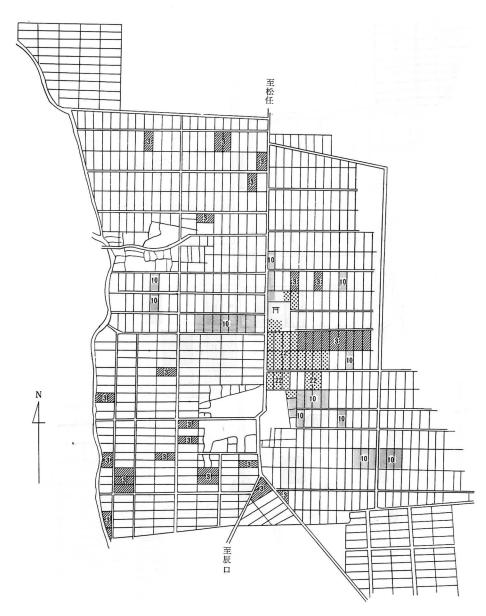
後	1 ケ所	2	3	4	5	6	7	8	9	10	~15	~20	計
1 ケ所		22											一 月 1
2		24		4	12			20					4 戸
3				53	(15)	911	@	70					8 戸
4							28	1316	① (1) (2) (3)				7 戸
5								(II)	14)	(18)	6		戸 4
6													0 戸
7												3	1
計	0 戸	2 戸	0 戸	3 戸	2 戸	2 戸	3	6	戸 4	1	戸 1	1	戸 25

第15表 耕地整理前後の耕地分散

それが整理後はほとんどの農家が5ヶ所以下,とくに $3\sim4$ ヶ所に耕地をもつようにかわる。もつとも分散している農家でも7ヶ所にすぎない。若干の実例をあげると第5図のとおりだ。③農家は17ヶ所から7ヶ所に耕地がもつとも集団化した事例,0農家は17ヶ所から1ヶ所から1ヶ所に集団化した平均的な事例,10農家は当初から集団化していてほとんど変化のない事例である②農家のように変化のすくない事例は少数であり,全体として耕地の集団化がいちぢるしくすすんだ点は重要な変化だ。

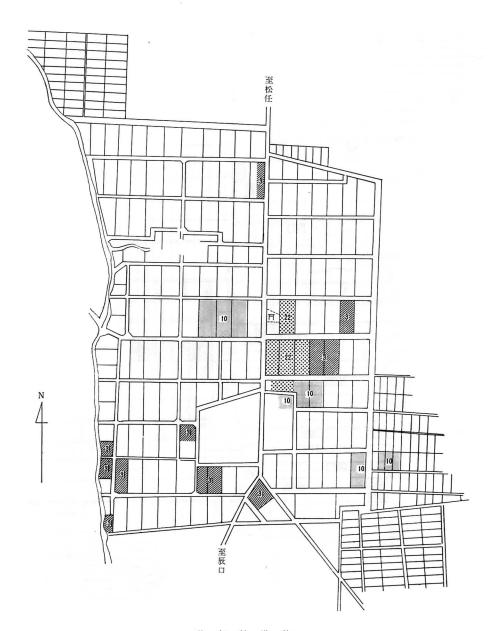
¹⁾ 分散数は、各農家の耕地図を作つて、達観したものでげんみつに団地の定義を規定してかぞえたものでない。

²⁾ 農家番号は第1表とおなじもの。



第5図 耕地集団化の事例(③⑩22農家) 基 盤 整 備 前

第2に、このような耕地条件の変化を前提として、水稲栽培の省力化がすすんでいる点が 指摘できる。それは耕地・農道の拡大や集団化がそれ自体として直接的に省力化をもたらし ている変化、あるいは大型ブルドーザーが入つたために地盤がしまつて水持ちがよくなり、 水管理の手間が省けるというような変化、あるいは耕地条件の変化を基礎にして各種の農機



基盤整備後

具の作業効率,とくに大型トラクターのそれがたかまつたというようないわば間接的な省力化等々が総合してあらわれた変化だ。この点は多くの農家が異口同音に指摘する変化だが,しかし,それを数量的に把握しえた調査事例についてみると,まだかならずしもそれらが充分に達成されているとは評価しがたい内容をもつている。ききとり調査なので正確さは期待しえないが,第16表によれば60年と,整理完了後の64年を比載して,反当 $3\sim4$ 日の省力と

第16表	水稲作業省力化の事例	(反当)
771020	WIELES E 21 1 1 2 1 1 1 1	(X)

		20 1	農家の	例		4	農家の	例
		60年	64年	增	減	60年	64年	増 減
苗	41-	日日	H		日	日	日日	日
	代	0.5	0.5		0	0.5	0.5	(
本田		2.0	1.0	Δ	1.0	2.0	1.0	△ 1.0
施	肥	1.0	1.0		0	0.3	0.3	(
田	植	1.5	1.5		0	1.0	1.0	
除	草	3.0	0.3	Δ	2.7	3.0	1.5	△ 1.5
管	理	1.0	1.0		0	2.0	1.5	$\triangle 0.5$
刈	取	0.8	0.8		0	2.0	2.0	C
乾燥	運搬	0.5	0.5		0	0.2	0.2	C
脱穀	調整	0.6	0.6		0	2.0	2.0	. 0
出	荷	0.1	0.1		0	0.2	0.2	C
合	計	11.0	7.3	Δ	3.7	13.2	10.2	△ 3.0

なつているにもかかわらです、その内訳は耕耘作業で1日、除草・管理で2~3日となつている。なかんづくいちばん省力化のすすんでいるのは除草だが、これは除草剤の使用に主とらに耕耘作業についても、64年は大型トラクターの利用によって一それも耕地整理がおくれたためやむをえず利用した農家もある点は省力化したが、その後の均平作業

で多くの時間がかかるという問題も指摘されていた。このように省力化の内容についてはかなりの問題があるが、そうした方向にうごいていることはまちがいない事実で、それは第17表でしめした雇用労働の減少としてもあらわれている。9戸の調査農家は62年頃までは合計で220人前後の雇用労働を入れていた――但し、注記したように61年の数字には、ワラ加工雇用も入っている。そのためこの数字は単純に比較できないが、⑨・ ②農家から各100人を差引けばやはり稲作雇用は200人余とみてよい――が、基盤整備の半分済んだ63年には148人となり、さらに基盤整備完了後の64年には83人に減少している。なお表中②農家のみが若干の雇用増となっているが、この農家は、この年長男(20才農高卒)を親類へ養子にやって労働力が減少したためそうなった。稲作労働全体としてはかなり減少している農家である。

第17表 雇用労働の減少事例

農家番号	60年	61年	62年	63年	64年
2	39人	27人	27人	20人	11人
4	46	43	40	30	22
13	33	30	30	28	8
14	30	20	20	10	6
15	14	20	20	15	7
17	5	10	10	10	0
19	12	120※	20	10	10
20	23	20	20	15	19
22	20	120※	30	10	0
小 計	222	410	217	148	83

資料 前出第1表におなじ。

※は、あきらかにワラ加工雇用を含む。

この地域の農業雇用は早生1期作という特色を反映して、田植・稲刈に集中しているわけだが、基盤整備一大型トラクター耕が田植期の雇用をへらし、さらにコムバイン刈がまだ部分的だとはいえ、家族労働の限界をこえる部分を刈つているということで稲刈期の雇用をへらしている。たとえば③農家は、これまで2人の稲刈季節労働力を能登からたのんでいたが、64年にはこれを1人にへらし、手にあまつた30アールをコムバインで刈つた。季節労働力がしだいにえにくくなつているのでこれからもそうするという。コムバイン

は、直播についで農家の評価がわるく、「あれではイドはん(稲刈の季節労働者)のほうが安上りだ」(②農家)という意見が多いが、げんじつに雇用難傾向がつよくなつていることを考えれば、右のごときコムバイン利用は、農家にとつても実際的な意味があるといえよう。第3の変化は反収の低下である。われわれの調査農家のうち、1戸をのぞいて全部がそれを強調していた。ここ数年の反収をフォローしえた5戸の農家について例示すると第18表がえられるが、ここで②農家は反収が上昇している唯一の例である。直播栽培にまつたく参加していないことが消極的な、そして、酪農開始後意識的に大量の堆肥を施用しているのが積極的な反収増加の理由だ。②農家は63年以降全耕地に直播——但し、30アールは植苗紙—

第18表 反収の変化事例

	61年	62年	63年	64年
2	kg 527	kg 531	kg 527	kg 517
4	548	548	483	510
7	572	572	550	540
20	525	547	577	600
22	528	528	422	410

ききとり調査

をおこなつているのが反収低下の理由だ。④農家は63~64年に若干反収がうわむいているけれども、その64年反収でも62年以前よりはかなりひくい。「63年は整理に手間がとられすぎて反収がよそよりおちた」のだ。②・⑦農家は62年以降漸次的に反収がおちている。このように基盤整備後、全体として反収が低下している。②農家以外の農家は、直播栽培に参加している点も反収低下のひとつの理由だが、しかし、直播田以外の水田も反収がおちたという。すべての調査農家が指摘するところによれば、64年の反収は、直播田を論外とし

て、基盤整備をしない出耕作地——後述——63年度の整備地区、62年度の整備地区という順序でそれぞれ、30~60キロの反収差があつた。

その理由は、出耕作地はこれまでとまつたく条件がかわらないので平年作がとれ、63年度整備地区は事業2年目で工事技術が上達していたため反収低下はそれほどひどくなく、62年度整備地区は表土処理等の工事技術がすべて始めての経験で失敗が多かつたため反収がもつともひどく低下したという。この問題の技術学的な解明はまだ与えられていないが、農家のいう理由が正しいとすれば、それはやがてあたらしい耕土培養――②農家がすでに実践しているように――によつて解決されると考えられそのかぎりで過渡的な問題といつていいかもしれない。けれども当面の農家経済にとつて、それは決して軽視しえない問題だ。

このことから,第4に稲作生産の面では農家経済は悪化したという変化が指摘される。ここの基盤整備は $1 \sim 0$ 9- ν 9 ,62年度地区で462,000円,63年度地区で602,000円平均して542,000円の事業費を要した。この30%が農家負担だから,平均 $1 \sim 0$ 9- ν 9 り162,000円余,1万当りにすれば30万円余の負担だ。但しこれは9年据置,15年償還のためさしあたって問題とはなっていない。いま問題とされているのは,いわゆる設計外工事で64年中に農家が ~ 0 9- ν 9 り31,000の費用をすでに負担していることだ。1万当り約6万円の費用増だ。前述の反収低下は,たとえば第19表でみるような生産量の減少一粗収益減少をもたらしているが,これらはいずれも稲作経済の悪化要因となるものだ。第2の変化として指摘した省力効果もこのマイナスをうめるには,まつたくたりないし,かつそれは農薬費,賃耕料金等に相殺される。基盤整備事業の農業経営にとつてのげんみつなバランス・シートをつくるのは,ここでの課題でないが当面右の点は看過しえぬ問題点だ。

さいごに第5の変化は、基盤整備事業が部落耕区のみにかぎられているため、出耕作地がとりのこされて、経営としては二重構造になつてしまつたということだ。前述の耕地区画・

第19表 米生産量の変化事例

農家番号	62年	64年	增	減
2	俵 230	俵 223	Δ	· 传 7
4	210	195	Δ	15
7	257	228	Δ	29
20	145	159	+	14
22	140	109	Δ	31

ききとり調査

農道の拡大、耕地の集団化は基盤整備区域内のことであつて、前出第5図でも例示されている周辺の出耕作地はそのままとりのこされている。ただこの実態について、役場当局は8戸、2.7~クタールだといい、農家は12戸、概算9~クタール――集落の役員をしている農家に、全戸をチェックしてもらつた――だといつてかならずもはつきりしない。換地図に記載されているものをみると第6図のとおりだが、これによれば9戸の農家が75枚の耕地を基盤整

ともかく,このように未整備地区がかなりとりのこされている点は,さしあたり農業経営にとつて,既存の耕耘機や脱穀・調整機械を処分できない重要な原因だ。 前出「実績報告書」の62年と63年を比較すると,この間に3・⑪農家は,それぞれ2分の1台所有だつた籾摺機を各1台所有に増加させている。前図でみるように10農家がかなりの出耕作地をもつているのが原因であるまいか。さらに64年になつて,9農家が中古品ではあるが,耕耘機の更新をしているのも,これが理由とおもわれる。

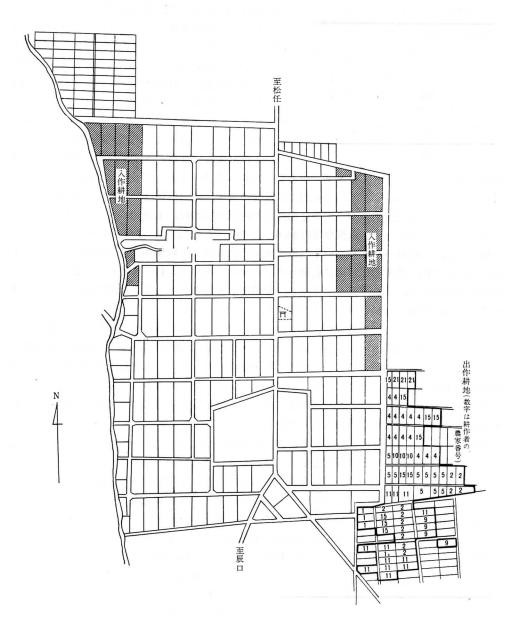
反収低下がかりに回復したとしても、支出増加は解消しない。それに対抗する手段として、既存の農機具を処分して個人経営としての費用をさげるという方策が考えられるが、それはしかし、右のごとき耕地一技術の二重構造を前提としては不可能である。逆にそれを前提とすれば、既存の耕耘機をフルに利用することが経営としては合理的だということになり、それは調査時において、65年春耕の大型トラクターの申込がきわめてすくないという現象となってあらわれていた。30アール区画は既存の耕耘機にとつても、きわめて作業効率をたかめる機能をもつ。既存の耕耘機で手に余る耕地、あるいは、礫の除去が済まないため耕耘機が

第20表 労働生産性の変化事例

		60年	64年
4)農家	反 収	527kg	517kg
	反 当 労 働 日数	13.2日	10 . 2日
	1 日当 り 生産量	39kg	51kg
20農家	反 収	525kg	600kg
	反 当 労 働 日数	11.0日	7.3日
	1 日当り生産量	48kg	82kg

入れない耕地が大型トラクターの申込対象だ。 さらに耕耘機についていえば、そのもうひと つの機能一運搬一でも存在理由をもつている。 農道の拡張を基礎として、平松においても、 軽三輪、四輪車が62年3台、63年6台とふえ てきており、耕耘機の運搬機能は相対的に弱 化してきているが、早急には消滅しえない。 このように耕地区画の二重性は、ある意味

このように耕地区画の二重性は、ある意味で、ここの稲作技術構造全体の二重性を象徴する。それはせいぜい2へクタールていどの



第6回 基盤整備後の出作・入作耕地

個別零細経営と、大型機械化一貫体系の想定すべき経営との差異を根底にした2重性だ。

前出第16表と第18表をくみあわせて、④・②農家について労働生産性の変化をみると、反 収が増加していた②農家はもちろん、反収が低下していた④農家においても、1日当り米生 産量はかなり増加している。この点は社会的な生産力の発展と評価してよいが、しかし、す でにのべたようにげんじつの零細農業経営はそのメリットを享受しえない。労働力の過剰化 を顕在化させるのみである。

第21表によれば、松任町においても耕地の購入超過階層は一貫して、 $1 \sim 1.5 \sim 1.$

第21表 自 作 地 売 買 の 状 況

作				弗21 2	K E TF	工也 冗	員の	1人 7JC			
##				不耕作	5 反未満	5反~1町	1~1.5町	1.5~2町	2~3町	3 町以上	合 計
##			譲 渡(A)	_	45	31	41	32	28	_	177
##		58	譲 受(B)	_	20	27	43	54	33	_	177
59 譲 受(B) 3			B/A		44	87	105	169	118		
B / A 300 32 72 92 237 113 100	件		譲 渡(A)	1	44	39	51	27	47	1	210
譲渡(A)		59	譲 受(B)	3	.14	28	47	64	53	1	210
B			B/A	300	32	72	92	237	113	100	
B/A			譲 渡(A)	_	37	56	40	42	32	_	207
数		60	譲 受(B)	2	13	34	32	69	57		207
数			B/A		35	61	80	164	178		
B/A			譲 渡(A)	1	47	64	66	99	90	1	338
譲渡(A) 3 43 31 43 68 62 1 251 251 251 26 41 78 85 4 251 251 26 41 78 85 4 251 251 26 41 78 85 4 251		61	譲 受(B)	_	10	38	79	66	108	4	338
62 譲 受(B)	数		B/A		21	59	120	143	120	400	
B/A			譲 渡(A)	3	43	31	43	68	62	1	251
譲渡(A)		62	譲 受(B)	_	17	26	41	78	85	4	251
下の子類			B/A		40	84	95	115	137	400	
58 譲 受(B)			iα)连(Δ)	10アール					10アール 28 308	10アール	
B/A 51 83 96 184 93 945 821 235 827 96 113 124 96 113 96 113 96 124 124 93 94 94 94 94 94 94 9		58		_						_	
59 譲 受(B) 10.827 14.022 37.905 43.413 62.429 66.200 821 235.827 B/A 1.794 32 71 86 221 113 124 譲 渡(A) — 33.100 58.010 46.509 48.322 43.419 — 229.500 B/A 36 53 69 152 178 — 229.500 該 渡(A) 114 49.026 68.804 79.910 85.417 133.201 618 417.300 61 譲 受(B) — 12.611 38.119 92.724 115.204 154.104 4.328 417.300 日 度(B) — 26 55 116 135 116 666 日 渡 渡(A) 1.321 50.802 38.400 54.317 90.120 66.612 821 302.603 62 譲 受(B) — 15.820 23.203 50.124 100.804 108.824 3.618 302.603		00									102.010
59 譲 受(B) 10.827 14.022 37.905 43.413 62.429 66.200 821 235.827 B/A 1.794 32 71 86 221 113 124 譲 渡(A) — 33.100 58.010 46.509 48.322 43.419 — 229.500 B/A 36 53 69 152 178 — 229.500 該 渡(A) 114 49.026 68.804 79.910 85.417 133.201 618 417.300 61 譲 受(B) — 12.611 38.119 92.724 115.204 154.104 4.328 417.300 日 度(B) — 26 55 116 135 116 666 日 渡 渡(A) 1.321 50.802 38.400 54.317 90.120 66.612 821 302.603 62 譲 受(B) — 15.820 23.203 50.124 100.804 108.824 3.618 302.603	面		譲 渡(A)	. 602	44. 127	53.020	50.307	28, 205	58. 725	701	235. 827
積 譲渡(A) — 33. 100 58. 010 46. 509 48. 322 43. 419 — 229. 500 B/A 3. 403 11. 917 30. 905 32. 027 73. 626 77. 412 — 229. 500 B/A 36 53 69 152 178 — 229. 500 10 114 49. 026 68. 804 79. 910 85. 417 133. 201 618 417. 300 10 11 49. 026 68. 804 79. 910 85. 417 133. 201 618 417. 300 10 11 49. 026 68. 804 79. 910 85. 417 133. 201 618 417. 300 10 12 611 38. 119 92. 724 115. 204 154. 104 4. 328 417. 300 10 13 16 666 666 11 13 116 666 12 13 15. 820 38. 400 54. 317 90. 120 66. 612 821 302. 603 12 15. 820 23. 203 50. 124 100. 804 108. 824 3. 618 302. 603		59		10.827	14.022	37.905	43.413	62. 429	66.200	821	235.827
積 (60) 譲 受(B) 3.403 11.917 30.905 32.027 73.626 77.412 — 229.500 152 178 178 — 229.500 152 178 — 152 178 152 178 — 152 178 152 178 — 133.201 618 417.300 152 113 133.201 618 417.300 152 115.204 154.104 4.328 417.300 152 116 135 116 666 152 116 135 116 666 153 116 666 666 153 116 666 666 154 100.804 108.824 3.618 302.603 155 116 100.804 108.824 3.618 302.603			B/A	1.794	32	71	86	221	113	124	
積 B/A 36 53 69 152 178 iã 渡(A) 114 49.026 68.804 79.910 85.417 133.201 618 417.300 iã 受(B) — 12.611 38.119 92.724 115.204 154.104 4.328 417.300 B/A 26 55 116 135 116 666 iã 渡(A) 1.321 50.802 38.400 54.317 90.120 66.612 821 302.603 62 譲 受(B) — 15.820 23.203 50.124 100.804 108.824 3.618 302.603			譲 渡(A)	_	33. 100	58.010	46.509	48. 322	43.419		229.500
積 譲渡(A) 114 49.026 68.804 79.910 85.417 133.201 618 417.300 積 譲渡(B) — 12.611 38.119 92.724 115.204 154.104 4.328 417.300 日本 日本 1.321 50.802 38.400 54.317 90.120 66.612 821 302.603 62 譲渡(B) — 15.820 23.203 50.124 100.804 108.824 3.618 302.603		60	譲 受(B)	3.403	11.917	30.905	32.027	73.626	77.412	_	229.500
積 61 譲 受(B) B/A — 12.611 38.119 92.724 115.204 154.104 4.328 417.300 116 666 譲 渡(A) 1.321 50.802 38.400 54.317 90.120 66.612 15.820 23.203 50.124 100.804 108.824 3.618 302.603			B/A		36	53	69	152	178		
積 B/A 26 55 116 135 116 666 譲 渡(A) 1.321 50.802 38.400 54.317 90.120 66.612 821 302.603 62 譲 受(B) - 15.820 23.203 50.124 100.804 108.824 3.618 302.603			譲 渡(A)	114	49.026	68.804	79.910	85.417	133. 201	618	417.300
譲渡渡(A) 1.321 50.802 38.400 54.317 90.120 66.612 821 302.603 62 譲渡受(B) - 15.820 23.203 50.124 100.804 108.824 3.618 302.603		61	譲 受(B)	_	12.611	38. 119	92.724	115. 204	154. 104	4.328	417.300
62 譲 受(B) — 15.820 23.203 50.124 100.804 108.824 3.618 302.603	積		B/A		26	55	116	135	116	666	
				1.321	50.802	38.400	54.317		66.612	821	302.603
B/A 31 60 92 112 163 421		62		_	15.820	23.203	50. 124	100.804	108.824	3.618	302.603
			B/A		31	60	92	112	163	421	

資料 松任町農業委員会資料

プラス・アルファをめざした経営転換もすでに酪農経営の分化を通じて,一定の結論に到達していた。当面,平松集落の水稲専作経営は,水稲作業の省力化を基礎として,日雇兼業化の方向をいつそうおしすすめねばならない。

農業近代化諸施設の意味は、こうしたプロセスを急速に促進した点にある。

- 1) 前出「実績報告書,62実験年度」16頁は、この点をみあやまつて、雇用労働は62年から減少したとしている。まちがいである。
- 2) 実態調査以後,5戸の農家が耕耘機を更新したという。